

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月28日
【事業年度】	第94期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）
【会社名】	株式会社豊和銀行
【英訳名】	THE HOWA BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 権藤 淳
【本店の所在の場所】	大分市王子中町4番10号
【電話番号】	097(534)2611（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理部長 佐藤 俊明
【最寄りの連絡場所】	大分市王子中町4番10号
【電話番号】	097(534)2611（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理部長 佐藤 俊明
【縦覧に供する場所】	株式会社豊和銀行 福岡支店 （福岡市博多区中洲5丁目4番20号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神2丁目14番2号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		平成19年度 (自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日)	平成20年度 (自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日)	平成21年度 (自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)	平成22年度 (自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日)	平成23年度 (自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日)
連結経常収益	百万円	13,668	13,761	12,760	12,203	12,557
連結経常利益(は 連結経常損失)	百万円	1,398	838	60	1,006	1,490
連結当期純利益	百万円	1,210	100	381	989	1,524
連結包括利益	百万円	-	-	-	940	2,103
連結純資産額	百万円	14,488	12,497	16,393	16,868	18,520
連結総資産額	百万円	481,276	464,929	471,221	493,000	515,535
1株当たり純資産額	円	61.31	95.03	36.27	28.04	0.72
1株当たり当期純利益金額(は1株当 たり当期純損失金 額)	円	20.43	1.70	0.38	10.18	19.31
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金 額	円	5.96	0.47	-	3.38	5.49
自己資本比率	%	2.98	2.66	3.44	3.39	3.57
連結自己資本比率 (国内基準)	%	6.79	8.24	7.89	8.06	8.12
連結自己資本利益率	%	8.25	0.75	2.66	6.00	8.67
連結株価収益率	倍	7.83	72.35	289.47	10.11	6.68
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	26,559	9,347	2,358	47	18,888
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	18,277	1,331	3,429	863	17,990
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	5	2	1	846	449
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	38,565	30,547	36,333	36,302	36,751
従業員数 (外、平均臨時従業員 数)	人	503 (94)	495 (112)	510 (108)	526 (98)	521 (73)

- (注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額(又は当期純損失金額)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 平成21年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
5. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第90期	第91期	第92期	第93期	第94期
決算年月		平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
経常収益	百万円	13,365	13,516	12,509	11,980	12,498
経常利益(は経常損失)	百万円	1,377	892	78	993	1,534
当期純利益	百万円	1,206	98	372	986	1,564
資本金	百万円	12,495	12,495	12,495	12,495	12,495
発行済株式総数	千株	普通株式 59,444 優先株式 18,000	普通株式 59,444 優先株式 18,000	普通株式 59,444 優先株式 18,000	普通株式 59,444 優先株式 18,000	普通株式 59,444 優先株式 18,000
純資産額	百万円	14,283	12,285	16,162	16,630	18,367
総資産額	百万円	480,922	464,583	470,884	492,677	515,414
預金残高	百万円	453,204	439,326	442,069	461,761	480,827
貸出金残高	百万円	366,934	345,903	352,636	374,894	378,529
有価証券残高	百万円	78,079	74,371	73,581	72,231	90,384
1株当たり純資産額	円	62.72	96.47	37.86	29.67	0.24
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	円 (円)	- (-)	- (-)	普通株式 1.00 (-) A種優先株式 35.00 (-) B種優先株式 8.00 (-) C種優先株式 18.90 (-)	普通株式 1.00 (-) A種優先株式 35.00 (-) B種優先株式 8.00 (-) C種優先株式 17.00 (-)	普通株式 1.00 (-) A種優先株式 35.00 (-) B種優先株式 8.00 (-) C種優先株式 16.40 (-)
1株当たり当期純利益金額(は1株当たり当期純損失金額)	円	20.35	1.67	0.53	10.13	19.98
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	5.94	0.46	-	3.37	5.66
自己資本比率	%	2.96	2.64	3.43	3.37	3.56
単体自己資本比率(国内基準)	%	6.69	8.14	7.81	8.00	8.08
自己資本利益率	%	8.26	0.74	2.62	6.01	8.91
株価収益率	倍	7.86	73.65	207.54	10.16	6.45
配当性向	%	-	-	-	9.87	5.00
従業員数 (外、平均臨時従業員数)	人	496 (94)	490 (112)	505 (108)	521 (98)	518 (73)

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額(又は当期純損失金額)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、2「(1)財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 第92期(平成22年3月)の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
5. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。

2【沿革】

昭和24年12月22日	大豊殖産無尽株式会社として設立
昭和28年1月26日	相互銀行法の施行に伴い、株式会社豊和相互銀行に商号変更
昭和28年9月16日	本店を大分市大字大分555番地に移転
昭和38年7月1日	日本銀行と当座預金取引を開始
昭和49年2月12日	本店を大分市王子中町4番10号の現在地に移転
昭和52年10月17日	第1次オンラインサービス開始
昭和58年4月9日	国債窓口販売業務の開始
昭和58年8月1日	豊銀ビジネスサービス株式会社の設立（ほうわビジネスサービス株式会社へ社名変更）
昭和59年11月5日	第2次オンラインサービス開始
昭和63年6月1日	公社債のフルディーリング業務の開始
昭和63年10月1日	外国為替業務の開始
平成元年2月1日	金融機関の合併及び転換に関する法律により、株式会社豊和銀行に商号変更
平成元年9月11日	株式会社ほうわバンクカードの設立（現、連結子会社）
平成2年12月12日	福岡証券取引所へ株式を新規上場
平成6年4月27日	担保附社債信託法に基づく受託業務開始
平成7年5月8日	第3次オンラインサービス開始
平成7年10月12日	信託代理店業務開始
平成11年7月1日	投資信託の窓口販売開始
平成13年2月26日	インターネット・モバイルバンキングの開始
平成13年4月1日	損害保険の窓口販売開始
平成14年10月1日	生命保険の窓口販売開始
平成17年9月29日	第1回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）70億円発行
平成18年3月29日	住宅ローン証券化実施
平成18年3月31日	ほうわビジネスサービス株式会社解散
平成18年8月28日	第三者割当方式によるA種優先株式60億円及びB種優先株式30億円発行
平成18年12月18日	第三者割当方式によるC種優先株式90億円発行
平成19年7月23日	株式会社セブン銀行とのATM利用提携開始
平成20年4月25日	地域貢献活動「サンクス60」の取組み開始
平成21年12月22日	創業60周年
平成22年7月12日	「ほうわ成長基盤強化ファンド」の創設
平成22年9月28日	第2回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付及び適格機関投資家限定）34億円発行 第3回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付及び分割制限付少数人数私募）33億円発行
平成23年4月1日	「ほうわVISAカード」取扱開始

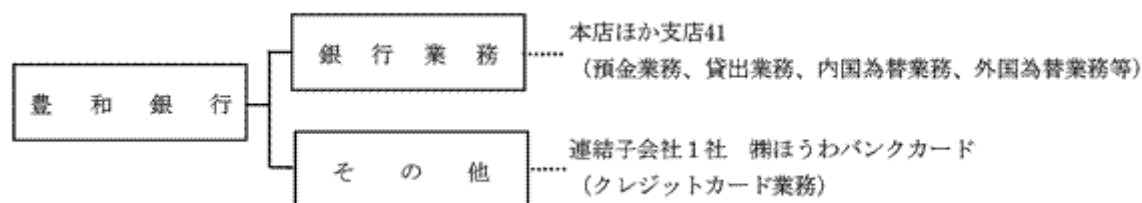
3【事業の内容】

(1) 企業集団の事業の内容

当行グループ（当行及び当行の関係会社）は、当行及び連結子会社1社で構成され、銀行業務及びクレジットカード業務を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

(2) 企業集団の事業系統図



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の兼 任等 (人)	資金援助	営業上の 取引	設備の賃 貸借	業務提携
(連結子会社) ㈱ほうわバンクカード	大分市中島 西	50	クレジット カード業	45.00 [4.00]	1 (1)	-	金銭貸借 関係	-	-

- (注) 1. 上記連結子会社のうち、有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
2. 「議決権の所有割合」欄の〔 〕内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合（外書き）であります。
3. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の（ ）内は、当行の役員（内書き）であります。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成24年3月31日現在

セグメントの名称	銀行業	その他	合計
従業員数	518	3	521
(人)	(73)	(0)	(73)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当行グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当行グループへの出向者を含む。）であり、執行役員4名を含み、嘱託及び臨時従業員107人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、（ ）内に当連結会計年度の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成24年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
518 (73)	38.3	14.8	4,303

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当行から行外への出向者を除き、行外から当行への出向者を含む。）であり、執行役員4名を含み、嘱託及び臨時従業員107人を含んでおりません。
2. 当行の従業員はすべて銀行業のセグメントに属しております。
3. 臨時従業員数は、（ ）内に当事業年度の平均人員を外書きで記載しております。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
5. 当行の従業員組合は豊和銀行従業員組合と称し、組合員数は339人であり、労使間においては、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

・業績

当連結会計年度における国内経済は、前半期において東日本大震災で一時寸断されたサプライ・チェーンの復旧等に伴い、持ち直しに転じましたが、その後、秋口にかけて円高の進行に加え、欧州経済の減速、タイの大洪水等の影響から生産活動が停滞したため、その持ち直しの動きも年明け以降にズレ込む等、一進一退の展開が続きました。

金融面では、日本銀行において、国内経済の持続的な成長を確保するため、政策金利の誘導目標を0～0.1%とする実質的なゼロ金利政策を継続し、資産買入等の基金の増額による一段の金融緩和が進められるとともに、平成24年3月には成長基盤強化支援のための資金供給が拡充されました。また、平成21年12月に施行された「中小企業金融円滑化法」は、平成25年3月まで1年間延長されております。

当行グループの主要な営業基盤であります大分県経済については、東日本大震災による直接的な被害は総じて認められなかったものの、サプライ・チェーン寸断等の影響もあって、前半期は全国と同様に生産活動が低下し、連れて消費等も低迷しましたが、後半期になり、大手企業を中心に生産活動が回復に転じたこともあり、個人消費、雇用動向等に緩やかながらも持ち直しの動きが見られております。

このような経営環境のもと、当行グループの当連結会計年度の連結経営成績は、経費の節減を図る一方、新規貸出先の開拓など積極的に営業活動を展開し、業績の向上に努めた結果、以下のとおりとなりました。

連結経常収益は、前年同期比で353百万円増加し、12,557百万円となりました。これは、保険商品等の窓口販売の強化に努めたことで、役務取引等収益が増加したことに加え、「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、償却債権取立益の計上科目を特別利益から変更したことにより、その他経常収益が増加したこと等によるものです。

連結経常費用は、前年同期比で130百万円減少の11,066百万円となりました。これは、預金利回りの低下による資金調達費用の減少や株式等償却の減少により、その他経常費用が減少したことによるものです。

この結果、連結経常利益は、前年同期比で484百万円増加の1,490百万円、連結当期純利益は前年同期比で534百万円増加し、1,524百万円となりました。連結経常利益は2期連続の黒字、連結当期純利益は5期連続の黒字であり、また、連結経常利益、連結当期純利益とも過去最高額となっております。

業務部門別については、経常収益で、銀行業務部門が有価証券利息配当金の減少を主因に前年同期比で540百万円増加の12,484百万円、クレジットカード業務部門が前年同期比で186百万円減少の72百万円となっております。

国内基準による自己資本比率は、利益の積み上げにより、連結で前連結会計年度末比0.06ポイント上昇の8.12%、単体で前事業年度末比0.08ポイント上昇の8.08%となりました。

・キャッシュ・フロー

資金調達は、預金残高が法人・個人とも増加し、前連結会計年度末比19,072百万円増加の480,785百万円となりました。資金運用は、貸出金残高が大分県内向けの貸出の増加により同3,786百万円増加の378,343百万円、有価証券残高が同18,152百万円増加の90,723百万円となりました。

この結果、営業活動によるキャッシュ・フローは前年同期比で18,936百万円増加の18,888百万円、投資活動によるキャッシュ・フローは前年同期比で18,853百万円減少の17,990百万円、財務活動によるキャッシュ・フローは前年同期比で397百万円増加の449百万円となり、現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は、前年同期比で449百万円増加し、36,751百万円となりました。

(1) 国内・国際業務部門別収支

(業績説明)

資金運用収益は、貸出金等資金運用勘定の平均残高は増加したものの、資金運用利回りの低下に伴い、前連結会計年度比199百万円減少しました。また、資金調達費用は、預金等資金調達勘定の平均残高は増加したものの、預金利回りの低下に伴い、同143百万円減少しました。この結果、資金運用収支は同56百万円減少しました。役務取引等収益は、保険商品等の窓口販売の強化に努めたことに伴い、同166百万円増加し、役務取引等費用は、支払保証料等の増加に伴い、同72百万円増加したため、役務取引等収支は94百万円増加しました。その他業務収支は、その他業務収益が増加した結果、同232百万円増加しました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	8,612	55	0	8,667
	当連結会計年度	8,548	63	0	8,611
うち資金運用収益	前連結会計年度	9,704	69	14 30	9,729
	当連結会計年度	9,477	80	16 11	9,530
うち資金調達費用	前連結会計年度	1,091	14	14 29	1,062
	当連結会計年度	929	17	16 11	919
役務取引等収支	前連結会計年度	450	5	6	449
	当連結会計年度	541	4	2	544
うち役務取引等収益	前連結会計年度	1,377	9	6	1,380
	当連結会計年度	1,541	8	2	1,547
うち役務取引等費用	前連結会計年度	926	4	-	930
	当連結会計年度	999	3	-	1,003
その他業務収支	前連結会計年度	576	38	2	612
	当連結会計年度	835	9	-	844
うちその他業務収益	前連結会計年度	841	38	2	876
	当連結会計年度	1,125	9	-	1,134
うちその他業務費用	前連結会計年度	264	-	-	264
	当連結会計年度	289	-	-	289

- (注) 1. 「国内業務部門」は、当行及び子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。
2. 「うち資金運用収益」及び「うち資金調達費用」の相殺消去額欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。下段の計数は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。
3. 「うち資金運用収益」及び「うち資金調達費用」以外の相殺消去額欄の計数は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(2) 国内・国際業務部門別資金運用 / 調達の状況

(業績説明)

資金運用については、貸出金利回りが前連結会計年度比0.15ポイント低下したことに加え、有価証券利回りも同0.14ポイント低下したことから、資金運用利回りは同0.16ポイント低下しました。資金調達については、預金利回りが前連結会計年度比0.05ポイント低下し、資金調達利回りは同0.04ポイント低下しました。

国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	(5,429) 464,846	(14) 9,704	2.08
	当連結会計年度	(8,442) 490,243	(16) 9,477	1.92
うち貸出金	前連結会計年度	357,569	8,948	2.50
	当連結会計年度	372,263	8,804	2.35
うち商品有価証券	前連結会計年度	2	0	0.09
	当連結会計年度	7	0	0.86
うち有価証券	前連結会計年度	77,807	713	0.91
	当連結会計年度	80,020	624	0.77
うちコールローン	前連結会計年度	22,093	23	0.10
	当連結会計年度	27,222	29	0.10
うち預け金	前連結会計年度	1,944	4	0.23
	当連結会計年度	2,287	3	0.13
資金調達勘定	前連結会計年度	456,968	1,091	0.23
	当連結会計年度	483,526	929	0.19
うち預金	前連結会計年度	447,857	824	0.18
	当連結会計年度	473,089	645	0.13
うちコールマネー	前連結会計年度	2	0	0.10
	当連結会計年度	10	0	0.12
うち借入金	前連結会計年度	2,312	32	1.41
	当連結会計年度	3,704	15	0.41
うち社債	前連結会計年度	6,771	234	3.46
	当連結会計年度	6,700	268	3.98

- (注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、子会社については期末残高を利用しております。
2. 「国内業務部門」は当行及び子会社の円建取引であります。
3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前連結会計年度1,414百万円、当連結会計年度3,050百万円)を控除して表示しております。
4. ()内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(うち書き)であります。

国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	5,874	69	1.18
	当連結会計年度	9,691	80	0.82
うち有価証券	前連結会計年度	5,327	69	1.30
	当連結会計年度	8,475	79	0.93
資金調達勘定	前連結会計年度	(5,429)	(14)	0.24
		5,877	14	
	当連結会計年度	(8,442)	(16)	0.17
		9,544	17	
うち預金	前連結会計年度	445	0	0.09
	当連結会計年度	1,100	1	0.09

- (注) 1. 平均残高は、日々の残高の平均に基づいて算出しております。
2. 「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。
3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前連結会計年度0百万円、当連結会計年度2百万円)を控除して表示しております。
4. ()内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(うち書き)であります。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り(%)
		小計	相殺消去額()	合計	小計	相殺消去額()	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	465,291	1,415	463,875	9,760	30	9,729	2.09
	当連結会計年度	491,492	349	491,142	9,541	11	9,530	1.93
うち貸出金	前連結会計年度	357,569	1,343	356,225	8,948	29	8,918	2.50
	当連結会計年度	372,263	285	371,977	8,804	11	8,792	2.35
うち商品有価証券	前連結会計年度	2	-	2	0	-	0	0.09
	当連結会計年度	7	-	7	0	-	0	0.86
うち有価証券	前連結会計年度	83,134	22	83,112	782	0	782	0.94
	当連結会計年度	88,495	22	88,473	703	0	703	0.79
うちコールローン	前連結会計年度	22,093	-	22,093	23	-	23	0.10
	当連結会計年度	27,222	-	27,222	29	-	29	0.10
うち預け金	前連結会計年度	1,944	49	1,894	4	0	4	0.24
	当連結会計年度	2,287	41	2,245	3	0	2	0.13
資金調達勘定	前連結会計年度	457,416	1,392	456,023	1,092	29	1,062	0.23
	当連結会計年度	484,629	327	484,301	930	11	919	0.18
うち預金	前連結会計年度	448,302	49	448,253	824	0	824	0.18
	当連結会計年度	474,189	41	474,148	646	0	646	0.13
うちコールマネー	前連結会計年度	2	-	-	0	-	0	0.10
	当連結会計年度	10	-	10	0	-	0	0.12
うち借入金	前連結会計年度	2,312	1,343	968	32	29	3	0.31
	当連結会計年度	3,704	285	3,418	15	11	4	0.12
うち社債	前連結会計年度	6,771	-	6,771	234	-	234	3.46
	当連結会計年度	6,700	-	6,700	268	-	268	3.98

- (注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前連結会計年度1,415百万円、当連結会計年度3,052百万円)を控除して表示しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息は、相殺して記載しております。
3. 相殺消去額は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

(業績説明)

役務取引等収益は、保険商品等の窓口販売の強化に努めたことに伴い、前連結会計年度比166百万円増加しました。役務取引等費用は、支払保証料の増加に伴い、同72百万円増加しました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	1,377	9	6	1,380
	当連結会計年度	1,541	8	2	1,547
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	429	-	6	422
	当連結会計年度	424	-	1	422
うち為替業務	前連結会計年度	413	9	0	422
	当連結会計年度	405	8	0	413
うち証券関連業務	前連結会計年度	24	-	-	24
	当連結会計年度	77	-	-	77
うち代理業務	前連結会計年度	60	-	-	60
	当連結会計年度	98	-	-	98
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	6	-	-	6
	当連結会計年度	6	-	-	6
うち保証業務	前連結会計年度	19	-	-	19
	当連結会計年度	27	-	-	27
うち保険窓販業務	前連結会計年度	251	-	-	251
	当連結会計年度	379	-	-	379
うち投信窓販業務	前連結会計年度	96	-	-	96
	当連結会計年度	121	-	-	121
役務取引等費用	前連結会計年度	926	4	-	930
	当連結会計年度	999	3	-	1,003
うち為替業務	前連結会計年度	74	4	-	78
	当連結会計年度	75	3	-	78
うち保証業務	前連結会計年度	794	-	-	794
	当連結会計年度	852	-	-	852

(注) 1. 「国内業務部門」は当行及び子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。
2. 相殺消去額は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(4) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	460,749	1,012	49	461,712
	当連結会計年度	479,864	962	41	480,785
うち流動性預金	前連結会計年度	147,342	-	8	147,334
	当連結会計年度	162,894	-	1	162,893
うち定期性預金	前連結会計年度	310,878	-	40	310,837
	当連結会計年度	315,584	-	40	315,544
うちその他	前連結会計年度	2,528	1,012	-	3,540
	当連結会計年度	1,385	962	-	2,347
譲渡性預金	前連結会計年度	-	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-	-
総合計	前連結会計年度	460,749	1,012	49	461,712
	当連結会計年度	479,864	962	41	480,785

(注) 1. 「国内業務部門」は、当行及び子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。
2. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
3. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
4. 相殺消去額は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(5) 国内・海外別貸出金残高の状況
業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	374,556	100.00	378,343	100.00
製造業	18,652	4.98	19,768	5.22
農業、林業	270	0.07	283	0.08
漁業	118	0.03	140	0.04
鉱業、採石業、砂利採取業	1,644	0.44	1,671	0.44
建設業	25,463	6.80	22,943	6.06
電気・ガス・熱供給・水道業	3,022	0.81	4,811	1.27
情報通信業	4,314	1.15	4,299	1.14
運輸業、郵便業	13,165	3.52	12,033	3.18
卸売業、小売業	33,485	8.94	31,621	8.36
金融業、保険業	12,741	3.40	18,278	4.83
不動産業、物品賃貸業	65,584	17.51	70,164	18.55
各種サービス業	56,076	14.97	60,436	15.97
地方公共団体	42,926	11.46	42,350	11.19
その他	97,090	25.92	89,539	23.67
海外及び特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	374,556	-	378,343	-

（注）「国内」とは、当行及び国内（連結）子会社であります。

外国政府等向け債権残高（国別）
該当ありません。

(6) 国内・国際業務部門別有価証券の状況
有価証券残高（未残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	29,864	-	-	29,864
	当連結会計年度	36,983	-	-	36,983
地方債	前連結会計年度	15,216	-	-	15,216
	当連結会計年度	13,443	-	-	13,443
社債	前連結会計年度	16,159	-	-	16,159
	当連結会計年度	22,224	-	-	22,224
株式	前連結会計年度	4,295	-	22	4,273
	当連結会計年度	4,059	-	22	4,037
その他の証券	前連結会計年度	3,369	3,688	-	7,058
	当連結会計年度	3,335	10,699	-	14,035
合計	前連結会計年度	68,906	3,688	22	72,571
	当連結会計年度	80,024	10,699	22	90,723

（注）1. 「国内業務部門」は、当行及び子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。

2. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

3. 相殺消去額は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益状況(単体)

(1) 損益の概要

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	9,511	9,952	441
資金運用収支	8,524	8,576	51
役務取引等収支	372	531	158
その他業務収支	614	844	230
経費(除く臨時処理分)	5,992	5,854	138
人件費	3,188	3,138	49
物件費	2,487	2,383	104
税金	316	332	15
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	3,518	4,098	580
一般貸倒引当金繰入額	636	390	245
業務純益	4,154	4,489	334
うち債券関係損()益	559	227	332
臨時損()益	3,161	2,955	206
株式等関係損()益	740	43	697
不良債権処理額	2,415	2,659	244
貸出金償却	1,577	1,597	19
個別貸倒引当金繰入額	657	1,217	560
バルクセール売却損益()	10	5	5
その他	191	22	169
償却債権取立益	-	172	-
その他臨時損()益	5	252	246
経常利益	993	1,534	541
特別損()益	31	36	68
うち固定資産処分損()益	6	15	9
税引前当期純利益	1,024	1,497	473
法人税、住民税及び事業税	13	13	0
法人税等調整額	24	79	104
法人税等合計	37	66	104
当期純利益	986	1,564	577

- (注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支
2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額
3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処分等を加えたものであります。
5. 債券関係損益 = 国債等債券売却益(+国債等債券償還益) - 国債等債券売却損(-国債等債券償還損) - 国債等債券償却
6. 株式等関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

(2) 営業経費の内訳

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
給料・手当	2,452	2,442	9
退職給付費用	228	427	199
福利厚生費	37	25	11
減価償却費	331	304	27
土地建物機械賃借料	185	165	19
営繕費	37	24	13
消耗品費	105	91	13
給水光熱費	70	67	2
旅費	20	16	4
通信費	116	114	1
広告宣伝費	51	52	0
租税公課	316	332	15
その他	2,147	2,106	41
計	6,102	6,171	68

(注) 損益計算書中「営業経費」の内訳であります。

2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

	前事業年度 （％）（A）	当事業年度 （％）（B）	増減（％） （B） - （A）
(1) 資金運用利回(イ)	2.05	1.92	0.13
貸出金利回	2.46	2.34	0.12
有価証券利回	0.91	0.77	0.14
(2) 資金調達原価(ロ)	1.53	1.38	0.15
預金等利回	0.18	0.13	0.05
外部負債利回	0.15	0.11	0.04
(3) 総資金利鞘(イ) - (ロ)	0.51	0.53	0.02

(注) 1. 「国内業務部門」とは当行の円建取引であります。
2. 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3. ROE（単体）

	前事業年度 （％）（A）	当事業年度 （％）（B）	増減（％） （B） - （A）
業務純益ベース （一般貸倒引当金繰入前）	21.46	23.36	1.90
業務純益ベース	25.34	25.58	0.24
当期純利益ベース	6.01	8.91	2.90

(注)

$$ROE = \frac{\text{業務純益又は当期純利益}}{(\text{期首純資産} + \text{期末純資産}) \div 2} \times 100$$

4. 預金・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・貸出金の残高

	前事業年度 （百万円）（A）	当事業年度 （百万円）（B）	増減（百万円） （B） - （A）
預金（未残）	461,761	480,827	19,065
預金（平残）	448,302	474,189	25,886
貸出金（未残）	374,894	378,529	3,635
貸出金（平残）	356,563	372,163	15,600

(2) 個人・法人別預金残高

	前事業年度 （百万円）（A）	当事業年度 （百万円）（B）	増減（百万円） （B） - （A）
個人預金	345,378	348,005	2,627
法人預金	116,383	132,821	16,438
合計	461,761	480,827	19,065

(注) 1. 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。
2. 「法人預金」 = 一般法人預金 + 金融機関預金 + 公金

(3) 消費者ローン残高

	前事業年度 （百万円）（A）	当事業年度 （百万円）（B）	増減（百万円） （B） - （A）
消費者ローン残高	100,893	96,213	4,680
うち住宅ローン残高	88,016	83,931	4,084
うちその他ローン残高	12,877	12,281	595

(4) 中小企業等貸出金

		前事業年度 （A）	当事業年度 （B）	増減 （B） - （A）
中小企業等貸出金残高(A)	百万円	316,669	315,381	1,287
総貸出金残高(B)	百万円	374,894	378,529	3,635
中小企業等貸出金比率 (A) / (B)	%	84.46	83.31	1.15
中小企業等貸出先件数(C)	件	21,440	20,520	920
総貸出先件数(D)	件	21,487	20,565	922
中小企業等貸出先件数比率 (C) / (D)	%	99.78	99.78	-

(注) 1. 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。
2. 中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人）以下の企業等であります。

5. 債務の保証（支払承諾）の状況（単体）
支払承諾の残高内訳

種類	前事業年度		当事業年度	
	口数（件）	金額（百万円）	口数（件）	金額（百万円）
手形引受	-	-	-	-
信用状	15	71	2	6
保証	166	1,117	143	1,031
計	181	1,189	145	1,037

（注）「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は前事業年度は4,010百万円、当事業年度は8,110百万円であります。

6. 内国為替の状況（単体）

区分		前事業年度		当事業年度	
		口数（千口）	金額（百万円）	口数（千口）	金額（百万円）
送金為替	各地へ向けた分	1,126	736,137	1,146	766,255
	各地より受けた分	1,405	731,361	1,405	770,134
代金取立	各地へ向けた分	5	4,035	5	3
	各地より受けた分	2	2,954	2	2

7. 外国為替の状況（単体）

区分		前事業年度	当事業年度
		金額（百万米ドル）	金額（百万米ドル）
仕向為替	売渡為替	88	23
	買入為替	0	0
被仕向為替	支払為替	63	33
	取立為替	4	3
合計		155	60

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成23年3月31日	平成24年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	12,495	12,495
	うち非累積的永久優先株	9,000	9,000
	新株式申込証拠金	-	-
	資本剰余金	1,350	1,350
	利益剰余金	2,332	3,432
	自己株式()	70	75
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額()	446	440
	その他有価証券の評価差損()	-	-
	為替換算調整勘定	-	-
	新株予約権	-	-
	連結子法人等の少数株主持分	141	96
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	-	-
	営業権相当額()	-	-
	のれん相当額()	-	-
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額()	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()	878	1,126
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額)	-	-
	繰延税金資産の控除金額()	-	-
計 (A)	14,924	15,732	
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	-	-
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,299	1,283
	一般貸倒引当金	3,086	2,660
	負債性資本調達手段等	6,700	6,700
	うち永久劣後債務(注2)	-	-
うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	6,700	6,700	
計	11,086	10,643	
うち自己資本への算入額 (B)	9,925	9,924	
控除項目 (注4) (C)	-	426	
自己資本額 (A) + (B) - (C) (D)	24,849	25,230	
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	287,712	290,095
	オフ・バランス取引等項目	1,102	1,003
	信用リスク・アセットの額 (E)	288,815	291,098
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G) / 8%) (F)	19,225	19,431
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	1,538	1,554
計(E) + (F) (H)	308,040	310,530	
連結自己資本比率(国内基準) = D / H × 100 (%)	8.06	8.12	
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100 (%)	4.84	5.06	

(注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成23年3月31日	平成24年3月31日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	12,495	12,495
	うち非累積的永久優先株	9,000	9,000
	新株式申込証拠金	-	-
	資本準備金	1,350	1,350
	その他資本剰余金	-	-
	利益準備金	92	181
	その他利益剰余金	2,143	3,193
	その他	-	-
	自己株式（ ）	70	75
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額（ ）	446	440
	その他有価証券の評価差損（ ）	-	-
	新株予約権	-	-
	営業権相当額（ ）	-	-
	のれん相当額（ ）	-	-
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（ ）	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（ ）	878	1,126
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計（上記各項目の合計額）	-	-
	繰延税金資産の控除金額（ ）	-	-
	計 (A)	14,686	15,578
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	-	-
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	-	-
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,299	1,283
	一般貸倒引当金	3,020	2,629
	負債性資本調達手段等	6,700	6,700
	うち永久劣後債務（注2）	-	-
うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	6,700	6,700	
計	11,019	10,612	
うち自己資本への算入額 (B)	9,921	9,921	
控除項目	控除項目（注4） (C)	-	426
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	24,608	25,073
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	287,598	289,922
	オフ・バランス取引等項目	1,102	1,003
	信用リスク・アセットの額 (E)	288,700	290,925
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額（(G) / 8%） (F)	18,790	19,116
	（参考）オペレーショナル・リスク相当額 (G)	1,503	1,529
計(E) + (F) (H)	307,491	310,042	
単体自己資本比率（国内基準）= D / H × 100（%）		8.00	8.08
（参考）Tier 1比率=A / H × 100（%）		4.77	5.02

- (注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質の全てを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。
2. 危険債権
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。
3. 要管理債権
要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。
4. 正常債権
正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の内訳

債権の区分	平成23年3月31日	平成24年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	37	34
危険債権	81	78
要管理債権	6	3
正常債権	3,680	3,763

2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3【対処すべき課題】

当連結会計年度につきましては、「経営強化計画」の達成に向け、役職員一丸となって様々な施策に取り組んだ結果、経営改善数値目標を全て達成するとともに、連結経常利益、連結当期純利益とも過去最高額を計上し、優先株式、普通株式とも3期連続で配当を実施することとなりました。

一方で、平成24年3月末における国内基準に係る連結自己資本比率は8.12%、単体自己資本比率は8.08%となり、健全性の国内基準である4%を上回っているものの、金融機能を維持強化し地域経済への貢献を十分果たしていくためには、一層の財務基盤の強化を目指していかなければならないと考えております。

現在、策定中の「経営強化計画」では、これまでの取り組みを踏まえつつ課題解決に向けた諸施策を強力に推進し、地域の中小企業や個人のお客様への円滑な資金供給や高品質なサービスの提供に努めることで、地域経済の発展に寄与するとともに、収益力を一段と強化し、配当の増加と内部留保の向上の両立を目指してまいります。

4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の有価証券報告書提出日現在において当行グループ（当行及び連結子会社）が判断したものであります。

(1)信用リスク

地域依存度の特殊性

当行は地域金融機関であり、大分県を主要な営業基盤としております。したがって、地域の経済環境の変化に、大きな影響を受けます。地域経済の変動によっては、当行グループの不良債権及び与信関係費用は増加するおそれがあり、その結果、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

貸出先の特殊性

当行グループの貸出先は、中小・零細企業及び個人が主体であることから、内部留保の蓄積が薄く、景気変動の影響を受けやすいため、当行グループは、ミドルリスク以上のリスクテイクをしている状況にあります。したがって、景気の低迷や雇用環境の悪化が続けば、当行グループの不良債権及び与信関係費用は増加するおそれがあり、その結果、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

業種別貸出の状況

当行グループは、特定業種や特定先等への与信集中を排除したリスクの分散を図っておりますが、当行グループの業種別の貸出割合は、建設業、不動産業、卸・小売業などの業種が他の業種に比べて高い状況にあります。また、地域には、建設・不動産業が多く、建設工事の減少や不動産価格の下落により、内容が劣化している企業も少なくありません。企業の再生支援がうまくいかない場合、当行グループの与信関係費用はさらに増加する可能性があります。

不良債権の状況

当行グループは、厳格な自己査定に基づき、資産の健全化を進めておりますが、地域経済の順調な回復とお取引先の業績回復ならびにお取引先に対する再生支援策の実現が遅れば、与信関係費用が増加し、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

貸倒引当金の状況

当行グループでは、貸出金の毀損実績率に基づく貸倒予想損失により、貸倒引当金を計上しております。しかしながら、実際の貸倒れが貸倒引当金計上時点における予想を大幅に上回る可能性もあります。この場合、当行グループは貸倒引当金の増加積み増しを実施せざるを得なくなります。

(2)市場リスク

当行グループでは、有価証券などへの投資活動を行っております。したがって、当行グループの業績及び財政状態は、これらの活動に伴うリスク（金利、株価及び為替の市場変動）にさらされています。たとえば、金利が上昇した場合、保有する債券の価値に悪影響を及ぼします。また、保有している株式の価格が下落した場合には減損または評価損が発生し、当行グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3)流動性リスク

当行グループの業績や財務内容の悪化等が発生した場合、あるいは市場環境が大きく変化した場合に、資金繰りに支障をきたすほか、通常より著しく高い金利による資金調達を余儀なくされ、当行グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4)オペレーショナルリスク

事務リスク

当行グループは、預金・為替・貸出などの銀行業務などの業務を行っておりますが、全ての業務に事務リスクが存在すると認識しており、業務の遂行に際し損失が発生する可能性があります。また、役職員による不正確な事務、あるいは不正や過失等による不適切な事務が行われることにより、損失が発生する可能性があります。

システムリスク

重大なシステム障害が発生した場合、あるいは悪意のある第三者によるコンピュータシステムへの侵入等が発生した場合には、当行グループの業務運営や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5)繰延税金資産に係るリスク

「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査委員会報告第66号）に則り、繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の計算は、将来の課税所得に関する予測や仮定に基づいているため、実際の結果がこの予測や仮定とは異なる可能性があります。当行は、繰延税金資産の一部又は全部の回収ができないと判断した場合には、繰延税金資産を減額することとなります。その結果、業績に悪影響を与え、自己資本比率の低下を招くこととなります。

(6)その他のリスク

風評リスク

当行グループや金融業界等に対する風説・風評が、マスコミ報道・市場関係者への情報伝播・インターネット上の掲示板への書き込み等により発生・拡散した場合には、その内容の正確性にかかわらず、当行グループの業務運営や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

コンプライアンスリスク

当行グループは、業務を遂行する上で様々な法令諸規則の適用を受けており、これらの法令諸規則が遵守されるよう役職員に対するコンプライアンスの徹底に努めておりますが、役職員による違法行為等が発生した場合には、各種法令・規則等に基づく処分を受けることとなり、当行グループの業務運営や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

重要な訴訟等の発生に係るリスク

当行グループは、コンプライアンスの徹底に努め業務を行っておりますが、今後の事業活動の過程で必ずしも当行グループの責はなくとも、当行グループに対し訴訟等が提起された場合には、当行グループの評価とともに業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

情報リスク

当行グループは膨大な顧客情報を保有しており、顧客情報の管理には万全を期しているものの、悪意のある第三者によるコンピュータへの侵入だけでなく、役職員及び委託先的人為的ミス、事故等により顧客情報が外部に漏洩した場合、当行グループの業務運営や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

年金債務に係るリスク

当行グループの年金資産の時価が下落した場合、年金資産の運用利回りが低下した場合、または予定給付債務を計算する前提となる保険数理上の前提・仮定に変更があった場合には、損失が発生する可能性があります。また、制度内容の変更により未認識の過去勤務債務が発生する可能性があります。金利環境の変動その他の要因も年金の未積立債務及び年間積立額に悪影響を及ぼす可能性があります。

ビジネス戦略が奏効しないリスク

当行グループは、収益力強化のため様々なビジネス戦略を実施していますが、これらの戦略が功を奏さないか、当初想定していた結果をもたらさない可能性があります。戦略が奏効しない例としては、既存の貸出について期待通りの利鞘拡大が進まないこと、競争状況や市場環境により手数料収入の増大が期待通りの成果とならないこと、経費削減等の効率化が期待通り進まないこと、リスク管理での想定を超える市場の変動等により有価証券運用が期待通りの成果を挙げられないこと、などがあります。

規制変更のリスク

当行グループは、現時点の規制(法律、規則、政策、実務慣行等)に従って業務を遂行しております。このため、将来における規制変更が当行の業務運営や業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

格付に係るリスク

当行グループは、格付機関から格付を取得しております。格付水準は、格付機関が当行グループから提供された情報のほか独自に収集した情報や国内の金融システムに対する評価等も反映して付与され、常時見直しが行われます。仮に当行グループの格付が引き下げられた場合には、資金調達コストの上昇や必要とする資金を市場から調達できず資金繰りが困難となる可能性があります。また、当行グループが発行しております劣後債務について、自己資本への算入期限到来に際し、格付の引き下げにより同等の条件の劣後債務に借り換えることができない場合、当行グループの自己資本の額は減少し、自己資本比率が低下する可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において当行グループ(当行及び連結子会社)が判断したものであります。将来に関する事項には不確実性を内在しており、今後様々な要因によって将来生じる実際の結果とは大きく異なる可能性がありますので、ご留意願います。

当行グループは、当行及び連結子会社1社で構成されておりますが、連結子会社1社が連結の財政状態及び経営成績に与える影響は小さいため、下記の「経営成績の分析」、「財務状態の分析」は、当行単体について記載しております。

(1) 重要な会計方針及び見積もり

当行グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたり、特に貸倒引当金、繰延税金資産など資産の健全性を維持向上させるための項目の会計方針や見積もりについては、厳格な基準を採用する方針であります。

(2) 経営成績の分析(単体)

当事業年度は、経費の節減を図る一方、新規貸出先の開拓など積極的に営業活動を展開し、業績の向上に努めました。この結果、当期純利益は前事業年度比577百万円増加の1,564百万円となり、5期連続で黒字を確保しました。

コア業務粗利益・コア業務純益

貸出金の積み増し等に伴って、資金利益が増加したことに加え、保険商品等の窓口販売の強化により役務取引等利益が増加し、その他業務利益も増加したことから、コア業務粗利益は前事業年度比773百万円増加しました。

また、上記要因に加え、経費節減の取組み強化により経費が減少した結果、コア業務純益は前事業年度比912百万円増加しました。

与信関連費用

大口取引先の倒産が発生したことにより、不良債権処理額は前事業年度比244百万円増加の2,659百万円となりました。一般貸倒引当金繰入額と不良債権処理額を合算したのから部分直接償却の実施に伴う償却債権取立益を控除した与信関連費用は同664百万円増加の2,268百万円となりました。

経常利益・当期純利益

上記及びの要因から、経常利益は前事業年度比541百万円増加の1,534百万円となり、当期純利益は同577百万円増加の1,564百万円となりました。

その他

繰延税金資産の増加に伴い、法人税等合計は前事業年度比104百万円減少しております。

(3) 財政状態の分析(単体)

貸出金残高

大分県内を中心に前事業年度末比3,635百万円増加し、378,529百万円となりました。

	前事業年度末 (百万円)	当事業年度末 (百万円)	増減 (百万円)
貸出金残高	374,894	378,529	3,635
うち住宅ローン残高	88,016	83,931	4,084

預金残高

個人預金・法人預金とも増加し、預金は前事業年度末比19,065百万円増加し、480,827百万円となりました。

	前事業年度末 (百万円)	当事業年度末 (百万円)	増減 (百万円)
預金残高	461,761	480,827	19,065
法人預金残高	116,383	132,821	16,438
個人預金残高	345,378	348,005	2,627

金融再生法開示債権

不良債権のオフバランス化を進めた結果、金融再生法開示債権は前事業年度末比832百万円減少の11,684百万円となり、金融再生法開示債権比率は、同0.27ポイント低下し3.01%となりました。

	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)	増減 (百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,703	3,454	249
危険債権	8,171	7,897	274
要管理債権	642	332	309
小計	12,517	11,684	832
正常債権	368,024	376,392	8,368
総与信	380,541	388,077	7,535
金融再生法開示債権比率 /	3.28%	3.01%	0.27%

自己資本比率

利益の積み上げにより、自己資本額は前事業年度末比465百万円増加しました。その結果、自己資本比率は同0.08ポイント上昇し、8.08%となりました。

	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)	増減 (百万円)
基本的項目	14,686	15,578	892
補完的項目	9,921	9,921	0
控除項目	-	426	426
自己資本額 = + -	24,608	25,073	465
リスクアセット	307,491	310,042	2,551
自己資本比率 /	8.00%	8.08%	0.08%

(4) 資本の財源及び資金の流動性の分析

当行グループの資金状況は、営業活動によるキャッシュ・フローでは、預金残高が法人・個人とも増加し、前連結会計年度比18,936百万円増加の18,888百万円のキャッシュインとなりました。

投資活動によるキャッシュ・フローでは、有価証券の残高が前連結会計年度に比べ増加したことにより、前連結会計年度比18,853百万円減少の17,990百万円のキャッシュアウトとなりました。

財務活動によるキャッシュ・フローでは、配当金の支払いにより、前連結会計年度比397百万円増加の449百万円のキャッシュアウトとなりました。

この結果、当連結会計年度末の現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末比449百万円増加し、36,751百万円となりました。

(5) 経営者の問題認識と今後の方針

当連結会計年度につきましては、「経営強化計画」の達成に向け、役職員一丸となって様々な施策に取り組んだ結果、経営改善数値目標を全て達成するとともに、連結経常利益、連結当期純利益とも過去最高額を計上し、優先株式、普通株式とも3期連続の配当を実施することとなりました。

一方で、平成24年3月末における国内基準に係る連結自己資本比率は8.12%、単体自己資本比率は8.08%となり、健全性の国内基準である4%を上回っているものの、金融機能を維持強化し地域経済への貢献を十分果たしていくためには、一層の財務基盤の強化を目指していかなければならないと考えております。

現在、策定中の「経営強化計画」では、これまでの取り組みを踏まえつつ課題解決に向けた諸施策を強力に推進し、地域の中小企業や個人のお客様への円滑な資金供給や高品質なサービスの提供に努めることで、地域経済の発展に寄与するとともに、収益力を一段と強化し、配当の増加と内部留保の向上の両立を目指してまいります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当行グループ（当行及び連結子会社）は、金融業界における競争が業態を超えて激化するなか、地域金融機関として、営業基盤の拡充ならびに中小企業・個人への特化を進めるとともに、店舗の効率的配置と業務の合理化・省力化に重点を置いた設備投資を行っております。

セグメントごとの設備については、次のとおりであります。

銀行業においては、総額473百万円の設備投資を実施しております。主な内訳は、本店の拡張に370百万円、ソフトウェアに47百万円、業務の効率化を促進するため事務機器に28百万円などであり、

その他の事業においては、特に重要な設備投資等はありません。

2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

平成24年3月31日現在

	店舗名 その他	所在地	セグメント の名称	設備の内容	土地		建物	動産	リース資産	合計	従業員数 (人)
					面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	
当行	本店 他115ヶ店	大分県内	銀行業	店舗	43,701.88 (5,626.92)	6,100	1,489	230	-	7,819	494
	福岡支店 他1ヶ店	福岡県内	銀行業	店舗	1,757.10	96	48	4	-	149	17
	熊本支店	熊本県内	銀行業	店舗	433.91	32	6	2	-	40	7
	南春日社宅 他12ヶ所	大分・福岡・ 熊本県内	銀行業	社宅・寮・ 厚生施設等	10,518.21	158	155	0	-	313	-

- (注) 1. 当行の主要な設備の太宗は、店舗であります。連結子会社1社の設備については、重要性がないため記載しておりません。
2. 土地の面積欄の()内は、借地の面積(うち書き)であり、その年間賃借料は建物も含め115百万円であります。
3. 動産は、事務機器108百万円、A T M49万円、その他78百万円であります。
4. 当行の店舗外現金自動設備77か所は、上記に含めて記載しております。
5. 上記の他、リース契約等による主な賃借設備は次のとおりであります。

	店舗名 その他	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	従業員数 (人)	年間賃借料 (百万円)
当行	全店	大分・福岡・ 熊本県内	銀行業	電算機等	-	50

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
A種優先株式	6,000,000
B種優先株式	3,000,000
C種優先株式	9,000,000
計	218,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成24年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年6月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	59,444,900	59,444,900	福岡証券取引所	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式 (注)3~5
A種優先株式	6,000,000	6,000,000	非上場	(注)3~6
B種優先株式	3,000,000	3,000,000	非上場	(注)3~5、7、9
C種優先株式 (行使価額修正 条項付新株予約 権付社債券等)	9,000,000	9,000,000	非上場	(注)1~5、8、9
計	77,444,900	77,444,900	-	-

- (注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。
- (1) 普通株式の株価の下落により取得価額が下方に修正された場合、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加します。
 - (2) 取得価額の修正の基準及び頻度
修正の基準：福岡証券取引所の終値（5連続取引日平均）
修正の頻度：毎月第3金曜日の翌取引日
 - (3) 取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
取得価額の下限：90円50銭
取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限：
99,447,513株（提出日現在におけるC種優先株式の発行済株式総数9,000,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の167.29%）
 - (4) 当行の決定によるC種優先株式の全部の取得を可能とする旨の条項が付されております。
2. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
所有者との間の取決めはありません。
 - (2) 当行の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
所有者との間の取決めはありません。
3. 単元株式数は1,000株であります。
4. A種優先株式は会社法第322条第2項に規定する定款の定めをしております。普通株式、B種優先株式及びC種優先株式は会社法第322条第2項に規定する定款の定めをしております。
5. A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式は、普通株式に比べ配当を優先していることから、議決権において普通株式とは異なる定款の定めをしております。
6. A種優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) A種優先配当金
当行は、定款第38条に定める期末の剰余金の配当を行うときは、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対して、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につきA種優先株式の払込金額に3.50%（平成19年3月31日に終了する事業年度にかかる期末の剰余金の配当の場合は、年率3.50%に基づき払込期日から平成19年3月31日までの間の日数（初日と最終日を含む。）につき1年を365日とする日割計算により算出される割合とし、%未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。）を乗じた額の金銭（以下「A種優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該事業年度において下記(4)に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
 - (2) 非累積条項
ある事業年度において、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
 - (3) 非参加条項
A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
 - (4) A種優先中間配当金
当行は、定款第39条に定める中間配当を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につきA種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭（以下「A種優先中間配当金」という。）を支払う。
 - (5) 残余財産の分配
当行は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき1,000円の金銭を支払う。A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、このほか、残余財産の分配は行わない。
 - (6) 議決権
A種優先株主は、株主総会において、議決権を有しない。

- (7) 種類株主総会
法令に別段の定めがある場合を除き、当行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合において、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
- (8) 株式の併合又は分割等
法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。A種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。
- (9) 取得条項
当行は、当行取締役会が定める日（ただし、平成29年4月1日以降の日に限る。）をもってA種優先株式の全部又は一部を取得することができ、これと引換えに、A種優先株式1株につき1,000円の金銭を交付するものとする。当行がA種優先株式の一部を取得する場合は、取得するA種優先株式はあん分比例の方法により決定し、あん分比例によれない部分については抽選により決定するものとする。
- (10) 譲渡制限
A種優先株式を譲渡により取得することについては当行取締役会の承認を要する。
7. B種優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) B種優先配当金
当行は、定款第38条に定める期末の剰余金の配当を行うときは、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対して、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、B種優先株式1株につきB種優先株式の払込金額の0.80%（平成19年3月31日を基準日とする期末の剰余金の配当の場合は、年率0.80%に基づき払込の日から平成19年3月31日までの間の日数（初日と最終日を含む。）につき1年を365日とする日割計算により算出される割合とし、%未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。）に相当する額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を以下「B種優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において下記(4)に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
- (2) 非累積条項
ある事業年度において、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- (3) 非参加条項
B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。
- (4) B種優先中間配当金
当行は、定款第39条に定める中間配当を行うときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につきB種優先配当金の2分の1に相当する額（平成18年9月30日を基準日とする中間配当の場合は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。）の金銭（以下「B種優先中間配当金」という。）を支払う。
- (5) 残余財産の分配
当行は、残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき1,000円の金銭を支払う。B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、このほか、残余財産の分配は行わない。
- (6) 議決権
B種優先株主は、株主総会において、議決権を有しない。
- (7) 株式の併合又は分割等
法令に別段の定めがある場合を除き、B種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。B種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。
- (8) 取得請求権
取得請求権
B種優先株主は、下記に定めるB種優先株式の取得を請求することができる期間（以下「取得請求期間」という。）中、当行がB種優先株式を取得するのと引換えに下記及びに定める算出方法により算出される数の当行の普通株式を交付することを請求することができる。
B種取得請求期間
平成21年7月1日から平成32年3月31日までとする。
取得と引換えに交付すべき普通株式数
B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。
取得と引換えに交付すべき普通株式
= B種優先株主が取得を請求したB種優先株式の払込金額の総額 ÷ B種取得価額
取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たっては、1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨て、会社法167条第3項に定める金銭の交付は行わないものとする。
当初B種取得価額
当初B種取得価額は、平成21年6月30日（以下「B種取得価額決定日」という。）における普通株式の時価又は普通株式1株当たり純資産額のいずれか低い金額とする。ただし、当初B種取得価額が35円（ただし、下記に調整を受ける。）（以下「下限当初B種取得価額」という。）を下回る場合は、当初B種取得価額は下限当初B種取得価額とする。
普通株式の時価とは、B種取得価額決定日に先立つ20取引日目に始まる15取引日の福岡証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）をいい、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記15取引日の間に、下記に定めるB種取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は下記に準じて調整される。また、普通株式1株当たり純資産額とは、次の算式により算出される額をいい、普通株式1株当たり純資産額の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
普通株式1株当たり純資産額 = (A - B) ÷ (C - D)
上記の算式におけるA、B、C及びDは、それぞれ以下を意味する。
A：B種取得価額決定日の直前の当行事業年度の末日における「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」に基づき作成される連結財務諸表の純資産の部の合計金額から、同連結財務諸表の少数株主持分の金額並びに当行による直前の事業年度中の日を基準日とする普通株式以外の種類株式に係る金銭による剰余金の配当のうち、当行の事業年度の末日経過後に支払われる金銭による剰余金の配当の額を控除した金額

B：B種取得価額決定日において当行が発行している普通株式以外の種類株式（B種優先株式を含む。）の
払込金額の総額

C：B種取得価額決定日における当行の発行済普通株式総数

D：B種取得価額決定日における当行及び当行の連結子会社（「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に
関する規則」第5条に従い、連結の範囲に含まれる当行の子会社をいう。）が保有する当行の普通株
式数

取得価額の調整

B種優先株式発行後、下記(イ)乃至(ホ)のいずれかに該当する場合には、次に定める算式(以下「B種取得価
額調整式」という。)によりB種取得価額を調整するものとする。

調整後B種取得価額＝調整前B種取得価額×{(既発行普通株式数－自己株式数)＋(新規発行・処分
普通株式数×1株当り払込金額÷1株当りの時価)}÷{(既発行普通株式数－自己
株式数)＋新規発行・処分普通株式数}

(イ) B種取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当行が保有する普通
株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、下記(ハ)記載の証券（権利）の取得と引
換え若しくは当該証券（権利）の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付又は下記
(二)記載の新株予約権の行使若しくは当該新株予約権の行使により交付される株式の取得と引換えに
よる交付の場合を除く。）

調整後B種取得価額は、払込がなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生
日）の翌日以降、募集又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

(ロ) 株式の分割の場合

調整後B種取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日以降これを適用する。なお、株式の分割の場合の
B種取得価額調整式における「新規発行・処分普通株式数」とは株式の分割により増加する普通株式数
を意味するものとし、また、「(既発行普通株式数－自己株式数)」は、「既発行普通株式数」と読み替え
るものとする。

(ハ) B種取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当行の普通株式又は当行の普通株式の交付を
請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券（権利）又は取得させるこ
とができる証券（権利）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後B種取得価額は、その払込がなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力
発生日）に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証
券（権利）の全額が、最初に取得される又は取得させることができる取得価額で、取得されたものとみな
して（当行の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証
券（権利）又は取得させることができる証券（権利）の場合、さらに当該新株予約権の全てがその日に
有効な行使価額で行使されたものとみなして）、その払込がなされた日（基準日を定めずに無償割当てを
行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、また募集又は無償割当てのための基準日がある場合はその日
の翌日以降、これを適用する。ただし、当該取得又は行使価額がその払込がなされた日（基準日を定めず
に無償割当てを行う場合は、その効力発生日）、又は募集若しくは無償割当てのための基準日において確定
しない場合、調整後B種取得価額は、当該取得及び行使価額が決定される日（以下本(ハ)において「価
額決定日」という。）に、発行される証券（権利）の全額が、当該取得価額で、取得されたものとみなして
（当行の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券
（権利）又は取得させることができる証券（権利）の場合、さらに当該新株予約権の全てが当該行使価額
で行使されたものとみなして）、価額決定日の翌日以降これを適用する。本(ハ)において「価額」とは、
発行される証券（権利）の払込金額（新株予約権を交付することと引換えに取得される証券（権利）又は
取得させることができる証券（権利）の場合、当該証券（権利）の払込金額と新株予約権の行使に際し
て出資される財産の価額との合計額）から取得（又は行使）に際して当該証券（権利）（又は新株予約
権）の保有者に交付される普通株式以外の財産を控除した金額を交付される普通株式数で除した額をい
うものとする。

(ニ) B種取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当行の普通株式、又は、当行の普通株式を交付
することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式、の交付を請求できる新株予約
権（新株予約権付社債に付されたものを含む、以下同じ。）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後B種取得価額は、かかる新株予約権の割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その
効力発生日）に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、発行される新株予
約権の全てが、その日に有効な行使価額で、行使されたものとみなして（当行の普通株式を交付すること
と引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予
約権の場合、さらに当該株式の全てがその日に有効な取得価額で取得されたものとみなして）、割当日
（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、また募集又は無償割当ての
ための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該行使又は取得価額がその割当
日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）又は募集若しくは無償割当てのための
基準日において確定しない場合、調整後B種取得価額は、当該行使及び取得価額が決定される日（以下、本
(ニ)において「価額決定日」という。）に、発行される全ての新株予約権が、当該行使価額で、行使され
たものとみなして（当行の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させること
ができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、さらに当該株式の全てがその日に有効な
取得価額で取得されたものとみなして）、価額決定日の翌日以降これを適用する。本(ニ)において「価
額」とは、発行される新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額との合計
額からその行使又は取得に際して当該新株予約権又は株式の保有者に交付される普通株式以外の財産を
控除した金額を交付される普通株式数で除した額をいう。

(ホ) 株式の併合により普通株式数を変更する場合

調整後B種取得価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。B種取得価額調整式で使用する
「新規発行・処分普通株式数」は、株式の併合により減少する普通株式数を負の値で表示し、これを使用
するものとする。

(ヘ) B種取得価額調整式における「1株当り払込金額」とは、それぞれ以下のとおりとする。

- (a) 上記(イ)の場合 当該払込金額(無償割当ての場合は0円)
- (b) 上記(ロ)の場合 0円
- (c) 上記(ハ)の場合 上記(ハ)に定める価額
- (d) 上記(ニ)の場合 上記(ニ)に定める価額
- (e) 上記(ホ)の場合 0円

- (ト)上記(イ)乃至(ホ)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項(ただし、(ロ)については、剰余金の額を減少して、資本金又は準備金の額を増加することを含む。)に関する承認決議を条件としている場合、調整後B種取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- (チ)上記(イ)乃至(ホ)に掲げる場合のほか、以下のいずれかに該当する場合には、当行取締役会が判断する合理的なB種取得価額に変更される。
- (a)合併、資本金の額の減少、株式交換、株式移転又は会社分割のためにB種取得価額の調整を必要とするとき。
- (b)その他当銀行の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によってB種取得価額の調整を必要とするとき。
- (c)B種取得価額の調整事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後B種取得価額の算出に関して使用すべき1株当りの時価が他方の事由によって影響されているとき。
- (リ)B種取得価額調整式における「時価」とは、調整後B種取得価額の適用の基準となる日に先立つ20取引日目に始まる15取引日の福岡証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)をいい、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記15取引日の間に、上記(イ)乃至(ホ)に定めるB種取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、本 に準じて調整される。
- (ヌ)B種取得価額調整式で使用する「調整前B種取得価額」とは、調整後B種取得価額を適用する日の前日において有効なB種取得価額とする。
- (ル)B種取得価額調整式で使用する「(既発行普通株式数 - 自己株式数)」とは、基準日がない場合は調整後B種取得価額を適用する日の1か月前の日、基準日がある場合は基準日における発行済普通株式数から自己株式数を控除した数とする。
- (ヲ)調整後B種取得価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (ワ)B種取得価額調整式により算出された調整後B種取得価額と調整前B種取得価額との差額が1円未満の場合は、B種取得価額の調整は行わないものとする。ただし、その後B種取得価額の調整を必要とする事由が発生し、B種取得価額を算出する場合には、B種取得価額調整式中の調整前B種取得価額に代えて調整前B種取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(9)取得条項

当行は、B種取得請求期間中に取得請求のなかったB種優先株式を、同期間の末日の翌日以降の日で取締役会が定める日(以下「一斉取得日」という。)をもって取得し、これと引換えに、B種優先株式1株の払込金額相当額を普通株式の時価で除して得られる数の普通株式を交付する。普通株式の時価とは、一斉取得日に先立つ20取引日目に始まる15取引日の福岡証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)をいい、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、当該平均値がB種取得請求期間の末日において有効なB種取得価額の70%に相当する額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)(以下「下限一斉B種取得価額」という。)を下回るときは、B種優先株式1株の払込金額相当額を下限一斉B種取得価額で除して得られる数の普通株式を交付するものとし、当該平均値がB種取得請求期間の末日において有効なB種取得価額の100%に相当する額(以下「上限一斉B種取得価額」という。)を上回るときは、B種優先株式1株の払込金額相当額を上限一斉B種取得価額で除して得られる数の普通株式を交付するものとする。交付すべき普通株式数の算出において1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に従いこれを取り扱う。

8. C種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1)C種優先配当金

当行は、定款第38条に定める期末の剰余金の配当を行うときは、C種優先株式を有する株主(以下「C種優先株主」という。)又はC種優先株式の登録株式質権者(以下「C種優先登録株式質権者」という。)に対して、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、C種優先株式1株につきC種優先株式の払込金額に下記(イ)又は(ロ)に定める配当率を乗じた額の金銭(以下「C種優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該事業年度において下記(4)に定めるC種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

- (イ)平成19年3月31日を基準日とする期末の剰余金の配当から平成21年3月31日を基準日とする期末の剰余金配当までの配当率

年率1.84%(平成19年3月31日を基準日とする期末の剰余金の配当の場合は、年率1.84%に基づき払込の日から平成19年3月31日までの間の日数(初日と最終日を含む。)につき1年を365日とする日割計算により算出される割合とし、%未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。)

- (ロ)平成22年3月31日を基準日とする期末の剰余金の配当以降の配当率

日本円TIBOR(6か月物)+1.20%

ここにおいて「日本円TIBOR(6か月物)」とは、各事業年度の4月1日(当該日が銀行休業日の場合は前営業日)及び10月1日(当該日が銀行休業日の場合は前営業日)において、午前11時における日本円6か月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとする。ただし、上記いずれかの日において、午前11時における日本円6か月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)が公表されない場合は、同日(当該日が銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時におけるユーロ円6か月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR6か月物(360ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを、日本円TIBOR(6か月物)の算出において用いるものとする。配当率は、%未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てる。

(2)非累積条項

ある事業年度において、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がC種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3)非参加条項

C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対しては、C種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

(4)優先中間配当金

当行は、定款第39条に定める中間配当を行うときは、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につきC種優先配当金の2分の1に相当する額を上限とする金銭(以下「C種優先中間配当金」という。)を支払う。

- (5) 残余財産の分配
当行は、残余財産を分配するときは、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につき1,000円の金銭を支払う。C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対しては、このほか、残余財産の分配は行わない。
- (6) 議決権
C種優先株主は、取締役の選任及び解任に係る議案を除き、株主総会において、議決権を有さない。ただし、定時株主総会にC種優先配当金の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会よりC種優先配当金の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会終了の時からC種優先配当金の支払を受ける旨の決議がなされるまでの間は全ての議案について議決権を有するものとする。
- (7) 株式の併合又は分割等
法令に別段の定めがある場合を除き、C種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。C種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。
- (8) 取得請求権
取得請求権
C種優先株主は、下記に定めるC種優先株式の取得を請求することができる期間（以下「C種取得請求期間」という。）中、当行がC種優先株式を取得すると引換えに下記及びに定める算出方法により算出される数の当行の普通株式を交付することを請求することができる。
C種取得請求期間
平成20年4月1日から平成32年4月1日までとする。
取得と引換えに交付すべき普通株式数
C種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。
取得と引換えに交付すべき普通株式
= C種優先株主が取得を請求したC種優先株式の払込金額の総額 ÷ C種取得価額
取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たっては、1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨て、会社法167条第3項に定める金銭の交付は行わないものとする。
当初C種取得価額
当初C種取得価額は、C種取得請求期間開始日の前日まで（当該日を含む。）の5連続取引日（ただし、福岡証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は気配表示とする。以下「終値」という。）のない日を除き、C種取得請求期間開始日の前日が取引日でない場合には、当該日の直前の終値のある取引までの5連続取引日とする。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。ただし、当初C種取得価額が発行決議日まで（当該日を含む。）の5連続取引日の毎日の終値の平均値の50%に相当する額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、下記による調整を受ける。以下「下限C種取得価額」という。）を下回る場合には、当初C種取得価額は下限C種取得価額とする。
C種取得価額の修正
C種取得請求期間の開始後、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、C種取得価額は、決定日まで（当該日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値のない日を除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の終値のある取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「決定日価額」という。）に修正される。時価算定期間内に下記に定めるC種取得価額の調整事由が生じた場合には、修正後のC種取得価額は当行が適当と判断する金額に調整される。ただし、決定日価額が下限C種取得価額を下回る場合には、修正後のC種取得価額は下限C種取得価額とする。
取得価額の調整
C種優先株式発行後、下記(イ)乃至(ホ)のいずれかに該当する場合には、次に定める算式（以下「C種取得価額調整式」という。）によりC種取得価額を調整するものとする。
調整後C種取得価額 = 調整前C種取得価額 × { (既発行普通株式数 - 自己株式数) + (新規発行・処分普通株式数 × 1株当り払込金額 ÷ 1株当りの時価) } ÷ { (既発行普通株式数 - 自己株式数) + 新規発行・処分普通株式数 }
(イ) C種取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当銀行が保有する普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、下記(八)記載の証券（権利）の取得と引換え若しくは当該証券（権利）の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付又は下記(二)記載の新株予約権の行使若しくは当該新株予約権の行使により交付される株式の取得と引換えによる交付の場合を除く。）
調整後C種取得価額は、払込がなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、募集又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。
(ロ) 株式の分割の場合
調整後C種取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日以降これを適用する。なお、株式の分割の場合のC種取得価額調整式における「新規発行・処分普通株式数」とは株式の分割により増加する普通株式数を意味するものとし、また、「(既発行普通株式数 - 自己株式数)」は、「既発行普通株式数」と読み替えるものとする。
(ハ) C種取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当行の普通株式又は当行の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券（権利）又は取得させることができる証券（権利）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）
調整後C種取得価額は、その払込がなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券（権利）の全額が、最初に取得される又は取得させることができる取得価額で、取得されたものとみなして（当行の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券（権利）又は取得させることができる証券（権利）の場合、さらに当該新株予約権の全てがその日に有効な行使価額で行使されたものとみなして）、その払込がなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、また募集又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該取得又は行使価額がその払込がなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）、又は募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後C種取得価額は、当該取得及び行使価額が決定される日（以下本(八)において「価額決定日」という。）に、発行される証券（権利）の全額が、当該取得価額で、取得されたものとみなして（当行の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券（権利）又は取得させることができる証券（権利）の場合、さらに当該新株予約権の全てが当該行使価額で行使されたものとみなして）、価額決定日の翌日以降これを適用する。本(八)において「価額」とは、発行される証券（権利）の払込金額（新株予約権を交付することと引換えに取得される証券（権利）又は取得させることができる証券（権利）の場合、当該証券（権利）の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額との合計額）から取得（又は行使）に際して当該証券（権利）（又は新株予約権）の保有者に交付される普通株式以外の財産を控除した金額を交付される普通株式数で除した額をいうものとする。

- (二) C種取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当行の普通株式、又は、当銀行の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式、の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む、以下同じ。）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）
- 調整後C種取得価額は、かかる新株予約権の割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが、その日に有効な行使価額で、行使されたものとみなして（当行の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、さらに当該株式の全てがその日に有効な取得価額で取得されたものとみなして）、割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、また募集又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該行使又は取得価額がその割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）又は募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後C種取得価額は、当該行使及び取得価額が決定される日（以下、本（二）において「価額決定日」という。）に、発行される全ての新株予約権が、当該行使価額で、行使されたものとみなして（当行の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、さらに当該株式の全てがその日に有効な取得価額で取得されたものとみなして）、価額決定日の翌日以降これを適用する。本（二）において「価額」とは、発行される新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額との合計額からその行使又は取得に際して当該新株予約権又は株式の保有者に交付される普通株式以外の財産を控除した金額を交付される普通株式数で除した額をいう。
- (ホ) 株式の併合により普通株式数を変更する場合
- 調整後C種取得価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。C種取得価額調整式で使用する「新規発行・処分普通株式数」は、株式の併合により減少する普通株式数を負の値で表示し、これを使用するものとする。
- (ヘ) C種取得価額調整式における「1株当り払込金額」とは、それぞれ以下のとおりとする。
- (a) 上記(イ)の場合 当該払込金額(無償割当ての場合は0円)
- (b) 上記(ロ)の場合 0円
- (c) 上記(ハ)の場合 上記(ハ)に定める価額
- (d) 上記(ニ)の場合 上記(二)に定める価額
- (e) 上記(ホ)の場合 0円
- (ト) 上記(イ)乃至(ホ)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項（ただし、(ロ)については、剰余金の額を減少して、資本金又は準備金の額を増加することを含む。）に関する承認決議を条件としている場合、調整後C種取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- (チ) 上記(イ)乃至(ホ)に掲げる場合のほか、以下のいずれかに該当する場合には、当銀行取締役会が判断する合理的なC種取得価額に変更される。
- (a) 合併、資本金の額の減少、株式交換、株式移転又は会社分割のためにC種取得価額の調整を必要とするとき。
- (b) その他当行の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によってC種取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) C種取得価額の調整事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後C種取得価額の算出に関して使用すべき1株当りの時価が他方の事由によって影響されているとき。
- (リ) C種取得価額調整式における「時価」とは、調整後C種取得価額の適用となる日の前日まで（当該日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値のない日を除き、当該日が取引日でない場合には、当該日の直前の終値のある取引日までの5連続取引日とする。）の毎日の終値の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
- (ヌ) C種取得価額調整式で使用する「調整前C種取得価額」とは、調整後C種取得価額を適用する日の前日において有効なC種取得価額とする。
- (ル) C種取得価額調整式で使用する「(既発行普通株式数 - 自己株式数)」とは、基準日がない場合は調整後C種取得価額を適用する日の1か月前の日、基準日がある場合は基準日における発行済普通株式数から自己株式数を控除した数とする。
- (ヲ) 調整後C種取得価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (ワ) C種取得価額調整式により算出された調整後C種取得価額と調整前C種取得価額との差額が1円未満の場合は、C種取得価額の調整は行わないものとする。ただし、その後C種取得価額の調整を必要とする事由が発生し、C種取得価額を算出する場合には、C種取得価額調整式中の調整前C種取得価額に代えて調整前C種取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- 取得請求受付場所
東京都中央区八重洲一丁目2番1号
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
取得請求の効力発生
取得請求の効力は、取得請求書及びC種優先株式の株券が取得請求受付場所に到着したときに発生する。ただし、C種優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。
- (9) 取得条項
- 当行は、C種取得請求期間中に取得請求のなかったC種優先株式を、同期間の末日の翌日以降の日で取締役会が定める日をもって取得し、これと引換えに、C種優先株式1株の払込金額相当額をその前取引日まで（当該日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値のない日を除き、当該日が取引日でない場合には、当該日の直前の終値のある取引日までの5連続取引日とする。）の毎日の終値の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、当該平均値が下限C種取得価額を下回るときは、C種優先株式1株につきその払込金額相当額を下限C種取得価額で除して得られる数の普通株式を交付するものとする。交付すべき普通株式数の算出において1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に従いこれを取り扱う。
9. 「提出日現在発行数」欄には、平成24年6月1日からこの有価証券報告書提出日までのB種優先株式及びC種優先株式の取得請求により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第4四半期会計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)	第94期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
当該期間に権利行使された当該行使額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)		
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)		
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)		
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)		
当該期間の末日における当該行使額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)		
当該期間の末日における当該行使額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)		
当該期間の末日における当該行使額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)		
当該期間の末日における当該行使額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)		

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成19年6月28日 (注)	-	77,444	-	12,495,497	7,649,002	1,350,997

(注) 資本準備金の減少は欠損てん補によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

普通株式

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品取引 業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	33	4	704	2	-	1,869	2,612	-
所有株式数 (単元)	-	30,266	16	14,716	105	-	13,490	58,593	851,900
所有株式数の 割合(%)	-	51.65	0.03	25.12	0.18	-	23.02	100.00	-

(注) 1. 自己株式283,025株は「個人その他」に283単元、「単元未満株式の状況」に25株含まれております。
2. 「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、10単元含まれております。

A種優先株式

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品取引 業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	10	-	272	-	1	406	689	-
所有株式数 (単元)	-	960	-	3,264	-	3	1,773	6,000	-
所有株式数の 割合(%)	-	16.00	-	54.40	-	0.05	29.55	100.00	-

B種優先株式

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品取引 業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	-	-	-	-	-	1	-
所有株式数 (単元)	-	3,000	-	-	-	-	-	3,000	-
所有株式数の 割合(%)	-	100.00	-	-	-	-	-	100.00	-

C種優先株式

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1,000株）							単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	
					個人以外	個人		
株主数（人）	-	1	-	-	-	-	-	1
所有株式数（単元）	-	9,000	-	-	-	-	-	9,000
所有株式数の割合（%）	-	100.00	-	-	-	-	-	100.00

（7）【大株主の状況】

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	9,000	11.62
株式会社西日本シティ銀行	福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目1番1号	4,514	5.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	東京都中央区晴海1丁目8番11号	3,375	4.35
株式会社福岡銀行	福岡県福岡市中央区天神2丁目13番1号	2,623	3.38
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	2,608	3.36
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	1,766	2.28
豊和銀行従業員持株会	大分県大分市王子中町4番10号	1,731	2.23
株式会社福岡中央銀行	福岡県福岡市中央区大名2丁目12番1号	1,364	1.76
株式会社南日本銀行	鹿児島県鹿児島市山下町1番1号	1,301	1.68
株式会社宮崎太陽銀行	宮崎県宮崎市広島2丁目1番31号	1,293	1.66
計		29,577	38.19

（注）上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）の所有株式は全て信託業務に係る株式であります。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数（個）	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合（%）
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	9,000	13.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	東京都中央区晴海1丁目8番11号	3,375	5.01
株式会社福岡銀行	福岡県福岡市中央区天神2丁目13番1号	2,623	3.89
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	2,608	3.87
豊和銀行従業員持株会	大分県大分市王子中町4番10号	1,731	2.57
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	1,666	2.47
株式会社西日本シティ銀行	福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目1番1号	1,464	2.17
株式会社福岡中央銀行	福岡県福岡市中央区大名2丁目12番1号	1,314	1.95
株式会社南日本銀行	鹿児島県鹿児島市山下町1番1号	1,251	1.85
株式会社宮崎太陽銀行	宮崎県宮崎市広島2丁目1番31号	1,243	1.84
計		26,275	39.03

（8）【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	A種優先株式 6,000,000 B種優先株式 3,000,000	-	「1(1) 発行済株式」の「内容」の記載を参照
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	C種優先株式 9,000,000	C種優先株式 9,000	「1(1) 発行済株式」の「内容」の記載を参照
完全議決権株式（自己株式等）	（自己株式） 普通株式 283,000	-	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
完全議決権株式（その他）	普通株式 58,310,000	普通株式 58,310	同上
単元未満株式	普通株式 851,900	-	同上
発行済株式総数	77,444,900	-	-
総株主の議決権	-	67,310	-

（注）上記の「完全議決権株式（その他）」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が10,000株含まれております。また、「議決権の数」の欄に同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が10個含まれております。

【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社豊和銀行	大分市王子中町4番10号	283,000	-	283,000	0.47
計	-	283,000	-	283,000	0.47

(注) 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の発行済株式総数は発行済普通株式の総数であります。

- (9) 【ストックオプション制度の内容】
該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	48,789	4,580,446
当期間における取得自己株式	1,831	183,150

(注) 当期間における取得自己株式には、平成24年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(単元未満株式の売渡請求による売渡)	94	9,682	-	-
保有自己株式数	283,025	-	284,856	-

(注) 1. 当期間における処理自己株式には、平成24年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。
2. 当期間における保有自己株式には、平成24年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当行は、経営の健全性維持の観点から、収益力の強化を図る中で、内部留保の蓄積に努めつつ、安定かつ適切な配当を行っていくことを基本方針としております。また、国の資本参加を仰いでいる中において、財務基盤の安定化を図る観点から、配当以外の利益の社外流出については、引き続き抑制することといたしております。

当行は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき普通株式は1株当たり1円の配当、A優先株式は1株当たり35円の配当、B種優先株式は1株当たり8円の配当、C種優先株式は1株当たり16円40銭の配当を実施することを決定しました。

内部留保資金につきましては、財務基盤の充実に活用し、地元の中小企業・個人事業主・個人のお客さまに対する円滑な資金供給や各種サービスの提供を適切に行い、地域経済の発展に貢献してまいります。

当行は、「取締役会の決議によって、毎年9月30日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成24年6月28日 定時株主総会決議	普通株式 59	普通株式 1.00
	A種優先株式 210	A種優先株式 35.00
	B種優先株式 24	B種優先株式 8.00
	C種優先株式 147	C種優先株式 16.40

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第90期	第91期	第92期	第93期	第94期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
最高(円)	210	165	130	131	129
最低(円)	125	117	96	95	86

(注) 最高・最低株価は、福岡証券取引所におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年10月	11月	12月	平成24年1月	2月	3月
最高(円)	97	99	95	97	95	129
最低(円)	86	88	89	88	91	93

(注) 最高・最低株価は、福岡証券取引所におけるものであります。

5 【役員状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役会長 (代表取締役)	経営管理部(統括)、コンプライアンス統括部(統括)、人事部(統括)	安藤 英徳	昭和26年7月12日生	平成21年5月 当行入行顧問 平成21年6月 代表取締役頭取 平成24年6月 代表取締役会長(現職)	(注)3	普通株式15
取締役頭取 (代表取締役)	経営管理部(統括)、人事部(統括)営業統括部(統括)	権藤 淳	昭和27年4月30日生	平成21年5月 当行入行顧問 平成21年6月 代表取締役専務 平成24年6月 代表取締役頭取(現職)	(注)3	普通株式9
常務取締役	監査部、総務部、事務統括部担当	佐藤 修平	昭和25年9月22日生	昭和50年1月 当行入行 平成16年5月 証券国際部長 平成18年6月 取締役 平成20年6月 常勤監査役 平成24年6月 常務取締役(現職)	(注)3	普通株式15
常務取締役	コンプライアンス統括部、審査部担当	妹尾 敬治	昭和30年11月4日生	平成21年7月 当行入行 常務執行役員 平成24年6月 常務取締役(現職)	(注)3	普通株式3
取締役	人事部、営業統括部担当	緒方 満喜人	昭和27年2月9日生	昭和50年4月 当行入行 平成17年6月 事務統括部長 平成18年6月 取締役(現職)	(注)3	普通株式44
取締役	経営管理部、証券国際部担当	牧野 郡二	昭和34年2月14日生	昭和56年4月 当行入行 平成18年6月 経営管理部長 平成21年7月 執行役員経営管理部長 平成22年6月 取締役(現職)	(注)3	普通株式18
取締役		山口 毅彦	昭和16年7月19日生	昭和45年9月 司法試験合格 平成14年1月 長崎地方・家庭裁判所佐世保支部長判事 平成16年4月 福岡大学法科大学院教授(現職) 平成19年6月 当行取締役(現職)	(注)3	普通株式4
常勤監査役		吉野 光生	昭和30年3月17日生	昭和52年4月 当行入行 平成15年6月 企画部長 平成17年6月 取締役審査部長 平成18年6月 取締役 平成24年6月 常勤監査役(現職)	(注)4	普通株式24
常勤監査役		安藤 啓士	昭和25年9月19日生	平成20年4月 大分県大分県税事務所長 平成21年4月 大分県監査事務局長 平成22年6月 当行常勤監査役(現職)	(注)5	普通株式4
監査役		脇坂 俊彦	昭和19年1月2日生	平成11年4月 九州財務局管財部長 平成12年7月 事業組合システムバンキング九州共同センター事務局次長 平成15年6月 株式会社熊本ファミリー銀行 監査役 平成20年6月 当行監査役(現職)	(注)4	普通株式4
計						普通株式142

- (注) 1. 取締役山口毅彦は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 常勤監査役安藤啓士、監査役脇坂俊彦は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 平成24年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
 4. 平成24年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
 5. 平成23年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
 6. 当行では、取締役会の監督機能強化及び意思決定の迅速化を目的として執行役員制度を導入し、執行役員を5名任命しております。
 7. 当行は取締役山口毅彦、常勤監査役安藤啓士及び監査役脇坂俊彦を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制の概要等

当行は、監査役制度を採用しております。「監査役会」は常勤監査役2名、非常勤監査役1名（うち社外監査役は常勤監査役1名、非常勤監査役1名）で構成しております。また、監査役に直属する組織として監査役室を設け、同室に監査役及び監査役会の職務を補助する使用人を配置しております。

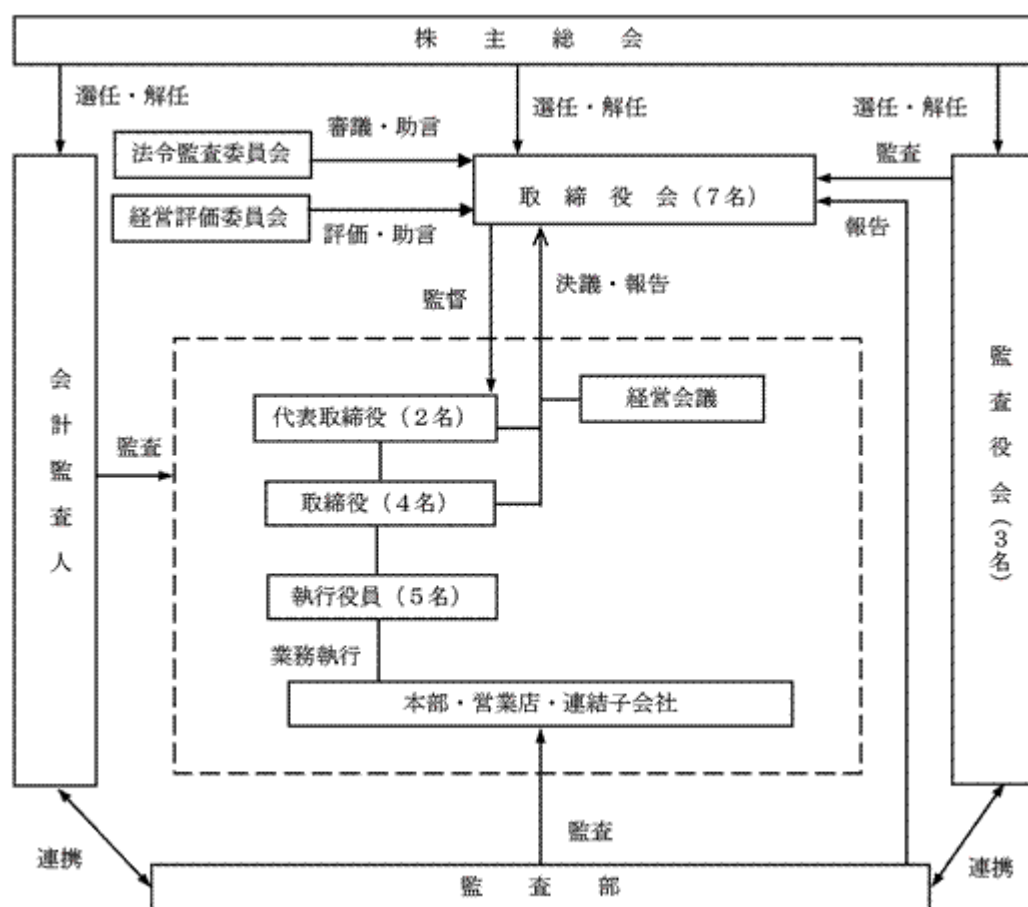
「取締役会」については、牽制機能の強化を図るため、平成19年6月より社外取締役が1名選任されております。また、経営の迅速な意思決定を図ることを目的として、取締役7名体制（うち社外取締役1名）としております。経営環境の変化に対する迅速な対応及び経営責任の明確化のため、取締役の任期は1年にしております。

また、取締役会の監督機能強化及び意思決定の迅速化を目的として執行役員制度を導入し、執行役員を5名任命しております。

さらに、経営管理体制の強化を図る観点から、外部の有識者で構成する第三者機関として、当行における法令等遵守態勢の実効性や推進・管理状況等を審議・助言する「法令監査委員会」と、取締役会に対して当行の経営戦略及び方針に対する客観的評価・助言を行う「経営評価委員会」を設置しております。

なお、当行と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

当行が上記体制を採用する理由は、(1)当行は意思決定の迅速性を重視していること、(2)監査役会については社外監査役が半数を超えているほか、常勤の社外監査役もあり、牽制機能が高いこと、が挙げられます。



内部統制システムの整備の状況

A. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 取締役会は、法令等遵守の徹底を経営の最重要課題の一つとして位置付け、当行における法令等遵守に係る理念を「企業倫理」として、また、法令等遵守に係る基本方針や役職員の行動指針を「コンプライアンスの基本方針」と「コンプライアンスの行動指針」として制定する。
- 取締役会は、企業倫理等に則った業務運営を実現させるため、具体的な手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、法令等遵守態勢の整備・確立に向けた具体的な実践計画として「コンプライアンス実施計画」を年度毎に策定する。

- ・法令等遵守を確保する体制として、法令等遵守に関する重要な事項の審議機関として「コンプライアンス協議会」、法令等遵守に関する情報等を一元的に管理するコンプライアンス統括部署を設置するほか、各部店の部店長をコンプライアンス責任者、次席者をコンプライアンス担当者として配置しております。さらに、当行における法令等遵守態勢の実効性や推進・管理状況等を審議・助言する第三者機関として、外部の有識者で構成する「法令監査委員会」を設置する。
- ・法令等違反の疑義がある行為等を知った場合に、通常の職制を通じた報告制度と別に、コンプライアンス統括部署や法律事務所等の外部窓口へ直接相談・通報を行うことができる「ホットライン制度」を制定する。
- ・「反社会的勢力対応に関する基本方針」を制定し、それに基づき、市民生活の秩序や安全に脅威を与え、経済活動の障害となる反社会的勢力とは関係を遮断し、その不当な要求には毅然とした態度で対応する。
- ・内部監査部門は、法令等遵守状況に関する監査を実施し、その結果を取締役会、監査役会に報告する。
- B. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・各種議事録・決裁文書等、取締役の職務の執行・意思決定に係る情報については、取締役会で制定した「文書の保存及び廃棄処分取扱規程」に基づき、適正に保存・管理する。
- C. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当行の業務に係るリスクについては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク、その他のリスクに分類し、取締役会で制定した「リスク管理の基本方針」に基づき把握・管理する。
 - ・リスク管理に関する統括部署として、経営管理部リスク管理グループを設置するほか、信用リスクは信用リスク部会、市場リスクは市場リスク部会、流動性リスクは流動性リスク部会、事務リスク・システムリスクはオペレーショナルリスク部会が管理し、各リスク部会の管理状況やリスク状況について、ALM/リスク管理協議会にて報告・検討する。
 - ・災害や障害等の緊急事態に陥った際に業務の早期回復を行うために、業務継続計画（BCP）を定め、適切な危機管理対応がとれる体制とする。
 - ・内部監査部門は各部署毎のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会、監査役会に報告する。
- D. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会及び経営会議について、その機能を適切に発揮させるため、その具体的な運営や付議事項等を定めた「取締役会規程」、「経営会議規程」を制定しております。また、行内の指揮・命令系統や責任と権限の明確化を図るため、経営組織、業務分掌及び職務権限に関する諸規程を制定する。
 - ・取締役会で決議すべき議案については、経営会議に付議するものとし、可能な限りALM/リスク管理協議会、コンプライアンス協議会で検討を行い、取締役会に付議する。
- E. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・「子会社運営規程」を制定し、それに基づき当行において子会社に対する適切な管理及び指導を行う。
- F. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合におけるその使用人に関する事項
 - ・監査役に直属する組織として監査役会室を設け、同室に監査役及び監査役会の職務を補助する使用人を配置する。
- G. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・上記の使用人の人事異動及び人事評価等に係る決定については、予め常勤監査役に同意を求めることとする。使用人が行う監査業務の補助については、取締役を含め、何人も口出しできないものとする。
- H. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・監査役は、法令等に定める事項のほか、必要に応じ、当行及び当行子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等について取締役及び使用人から報告を受ける。
 - ・監査役は取締役会・経営会議等重要な会議に出席するとともに、各種議事録や重要書類等を閲覧することができる。
- I. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役は会計監査人及び内部監査部門と監査上の問題点や業務における改善要請・課題を定期的に意見交換し、効率的かつ適正な監査を実施に努める。

リスク管理体制の整備の状況

リスク管理については、各種リスクをその特性に応じて適切に管理し、健全性の向上と収益力の強化を目指しております。リスク管理体制の充実を図るため、ALM/リスク管理協議会にて各リスクの把握・リスクコントロールを行うほか、各リスクカテゴリー毎に信用リスク部会・市場リスク部会・流動性リスク部会・オペレーショナルリスク部会を設置し、各リスク部会からのリスク管理上の問題点、今後の取組み等はリスク管理協議会が集約し、取締役会へ報告する体制としております。

内部監査及び監査役監査の状況

当行は、内部監査部署として監査部を設置し、12名体制で内部監査を実施しております。監査部は、牽制機能を確保するため、すべての業務部門から独立しており、取締役会で承認を得た「監査計画」に基づいて監査を実施し、監査結果を取締役会へ報告しております。また、監査部は、経営管理部と連携し、定期的開催する内部統制会議で体系的かつ組織横断的な審議・調整を行い、その内容を取締役会に付議及び報告しております。

監査役監査は、非常勤監査役1名を含む3名体制（うち独立性の高い社外監査役2名）であり、その他に監査役室に専任の補助使用人1名が配属されております。常勤監査役のうち1名は企画部門及び市場運用部門の長を務めた経験を有し、財務・会計に関する知見を有しております。常勤監査役は取締役会をはじめとした重要会議に出席するほか、必要に応じて意見を述べております。また、内部統制においては、定期的開催する内部統制会議に参加し、定期的に報告を受けるなど、情報及び意見の交換を行い、組織的な連携を確保しております。

当行は、内部統制を推進・統括する「内部統制会議」を設置しております。同会議には、監査部及び監査役が参加しており、内部統制について、情報及び意見の交換を行い、組織的な連携を図っております。

監査部及び監査役は、会計監査人と連携し、三者の監査上の問題点や業務の改善状況や課題を定期的に意見交換しており、三者が共通認識を持つことにより監査の充実を図るとともに、内部統制システムの整備を実施しております。

社外取締役及び社外監査役

当行は、社外取締役1名、社外監査役2名が選任されており、意思決定における牽制機能が十分発揮されるだけの社外取締役及び社外監査役を確保していると判断しております。

社外取締役及び社外監査役は、親会社や兄弟会社、大株主企業、主要な取引先の出身者等ではなく、独立性を有しており、企業統治における社外取締役及び社外監査役の機能及び役割については、意思決定における牽制機能及び社外からの視点を経営に反映させることであると考えております。なお、当行は社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針は定めておりませんが、選任にあたっては福岡証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

社外監査役を含めて、監査役、監査部及び会計監査人は連携し、三者の監査上の問題点や業務の改善状況や課題を定期的に意見交換しており、三者が共通認識を持つことにより監査の充実を図るとともに、内部統制システムの整備を実施しております。

役員報酬等の内容

当行は役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。役員報酬については、限度額を株主総会で決定し、各取締役の報酬額は取締役会で、各監査役の報酬額は監査役会でそれぞれ決定しております。なお、限度額は、取締役84百万円、監査役24百万円としております。

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

役員区分	員数（人）	報酬等の総額（百万円）	基本報酬（百万円）
取締役（社外取締役を除く）	5	57	57
監査役（社外監査役を除く）	1	8	8
社外役員	3	12	12

株式の保有状況

イ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄数及び貸借対照表計上額

銘柄数 60銘柄
貸借対照表計上額 3,541百万円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

（前事業年度）

貸借対照表計上額の大きい順の21銘柄は次のとおりであります。

（特定投資株式）

銘柄	株式数（千株）	貸借対照表計上額（百万円）	保有目的
株式会社福岡中央銀行	1,141	391	長期安定運用のため
株式会社宮崎太陽銀行	1,170	276	同上
株式会社西日本シティ銀行	1,046	250	同上
株式会社南日本銀行	1,248	237	同上
株式会社愛媛銀行	996	234	同上
株式会社関西アーバン銀行	1,226	180	同上
株式会社ふくおかフィナンシャルグループ	444	153	同上
株式会社筑邦銀行	533	150	同上
株式会社第三銀行	649	139	同上
株式会社高知銀行	1,474	129	同上
株式会社トマト銀行	736	119	同上
株式会社大東銀行	1,276	68	同上
株式会社東和銀行	645	66	同上
株式会社栃木銀行	179	65	同上
株式会社愛知銀行	11	57	同上
株式会社きらやか銀行	687	57	同上
オムロン株式会社	16	37	同上
株式会社福島銀行	592	28	同上
株式会社九州リースサービス	150	28	同上
株式会社筑波銀行	108	27	同上
東京海上ホールディングス株式会社	10	22	同上

（みなし保有株式）

該当事項はありません。

(当事業年度)
貸借対照表計上額の大きい順の22銘柄は次のとおりであります。
(特定投資株式)

銘柄	株式数(千株)	貸借対照表計上額(百万円)	保有目的
株式会社福岡中央銀行	1,141	414	長期安定運用のため
株式会社宮崎太陽銀行	1,170	245	同上
株式会社西日本シティ銀行	1,046	244	同上
株式会社愛媛銀行	996	235	同上
株式会社南日本銀行	1,248	205	同上
株式会社ふくおかフィナンシャルグループ	444	163	同上
株式会社関西アーバン銀行	1,226	154	同上
株式会社高知銀行	1,474	142	同上
株式会社トマト銀行	736	117	同上
株式会社筑邦銀行	533	115	同上
株式会社第三銀行	649	114	同上
株式会社大東銀行	1,276	91	同上
株式会社きらやか銀行	687	78	同上
株式会社東和銀行	645	61	同上
株式会社愛知銀行	11	55	同上
株式会社栃木銀行	179	55	同上
株式会社福島銀行	592	40	同上
株式会社筑波銀行	108	31	同上
オムロン株式会社	16	28	同上
株式会社九州リースサービス	150	26	同上
東京海上ホールディングス株式会社	10	22	同上
NKSJホールディングス株式会社	5	9	同上

(みなし保有株式)
該当事項はありません。

八. 保有目的が純投資目的である投資株式の貸借対照表計上額、受取配当金、売却損益及び評価損益

	前事業年度末				
	貸借対照表計上額 (百万円)	受取配当金 (百万円)	売却損益 (百万円)	評価損益	
				貸借対照表計上額 と取得原価の差額 (百万円)	減損処理額 (百万円)
上場株式	326	8	5	45	68

	当事業年度末				
	貸借対照表計上額 (百万円)	受取配当金 (百万円)	売却損益 (百万円)	評価損益	
				貸借対照表計上額 と取得原価の差額 (百万円)	減損処理額 (百万円)
上場株式	155	7	43	22	-

二. 当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

銘柄	株式数(千株)	貸借対照表計上額(百万円)
NKSJホールディングス株式会社	5	9

ホ. 当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの
該当事項はありません。

会計監査の状況

当行は、会計監査を担当する会計監査人として、新日本有限責任監査法人と監査契約を結んでおり、正しい経営情報を提供するなど、公正な立場から監査が実施される環境を提供しております。なお、新日本有限責任監査法人及び指定有限責任社員・業務執行社員と当行の間には特別な利害関係はありません。

監査業務を執行した公認会計士及び監査業務に係る補助者の構成は次のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員・業務執行社員 奥村 勝美
指定有限責任社員・業務執行社員 森 行一
指定有限責任社員・業務執行社員 川口 輝朗

監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 6名 その他 6名

(注) 継続監査年数については、7年以内であるため記載を省略しております。

取締役の定数

当行の取締役は7名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当行は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当行は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

自己の株式の取得に関する事項

当行は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸政策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

中間配当に関する事項

当行は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定に定める剰余金の配当（中間配当）を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款で定めております。

優先株式に関する事項

A種優先株式及びB種優先株式については議決権を有しておりません。また、C種優先株式については議決権を有しているものの、その内容は普通株式と異なります。これは、資本増強にあたり、既存株主への影響を考慮したためであります。なお、C種優先株式の議決権の内容につきましては「第4提出会社の状況 1株式等の状況（1）株式の総数等」に記載のとおりであります。

（2）【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	55	-	52	1
連結子会社	-	-	-	-
計	55	-	52	1

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当行が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としては、貸出債権調査業務に対する報酬であります。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。

なお、当行の監査人は次のとおり交代しております。

前々連結会計年度及び前々事業年度 あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）

前連結会計年度及び前事業年度 新日本有限責任監査法人

臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

（1）異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

新日本有限責任監査法人

退任する監査公認会計士等の名称

あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）

（2）異動の年月日 平成22年6月29日

（3）退任する監査公認会計士等が直近において監査公認会計士等となった年月日 平成21年6月26日

（4）退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項
該当事項はありません。

（5）異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当行の会計監査人であるあずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）は、平成22年6月29日開催予定の第92期定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、その後任として新たに新日本有限責任監査法人を会計監査人として選任するものであります。

（6）上記（5）の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する監査公認会計士等の意見
特段の意見はない旨の回答を得ております。

4. 当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1【連結財務諸表等】
(1)【連結財務諸表】
【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
現金預け金	6 38,461	6 38,757
有価証券	6, 12 72,571	6, 12 90,723
貸出金	1, 2, 3, 4, 5, 7 374,556	1, 2, 3, 4, 5, 7 378,343
外国為替	1,110	1,219
その他資産	6 2,634	6 2,803
有形固定資産	9, 10 8,247	9, 10 8,349
建物	1,569	1,700
土地	8 6,331	8 6,388
その他の有形固定資産	346	261
無形固定資産	171	150
ソフトウェア	170	149
その他の無形固定資産	0	0
繰延税金資産	1,579	1,603
支払承諾見返	1,189	1,037
貸倒引当金	7,520	7,453
資産の部合計	493,000	515,535
負債の部		
預金	6 461,712	6 480,785
借入金	2,704	4,328
外国為替	2	0
社債	11 6,700	11 6,700
その他負債	2,117	2,497
賞与引当金	114	148
退職給付引当金	178	275
睡眠預金払戻損失引当金	173	170
再評価に係る繰延税金負債	8 1,239	8 1,071
支払承諾	1,189	1,037
負債の部合計	476,132	497,014
純資産の部		
資本金	12,495	12,495
資本剰余金	1,350	1,350
利益剰余金	2,332	3,432
自己株式	70	75
株主資本合計	16,108	17,203
₈ 其他有価証券評価差額金	1,030	560
₈ 土地再評価差額金	1,649	1,780
₈ その他の包括利益累計額合計	618	1,220
少数株主持分	141	96
純資産の部合計	16,868	18,520
負債及び純資産の部合計	493,000	515,535

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
経常収益	12,203	12,557
資金運用収益	9,729	9,530
貸出金利息	8,918	8,792
有価証券利息配当金	782	703
コールローン利息	23	29
預け金利息	4	2
その他の受入利息	0	1
役務取引等収益	1,380	1,547
その他業務収益	876	1,134
その他経常収益	216	345
償却債権取立益	-	172
その他の経常収益	216	172
経常費用	11,196	11,066
資金調達費用	1,062	919
預金利息	824	646
コールマネー利息	0	0
借入金利息	3	4
社債利息	234	268
その他の支払利息	0	-
役務取引等費用	930	1,003
その他業務費用	264	289
営業経費	6,250	6,268
その他経常費用	2,688	2,586
貸倒引当金繰入額	27	778
その他の経常費用	2,660	1,807
経常利益	1,006	1,490
特別利益	183	0
固定資産処分益	-	0
償却債権取立益	183	-
その他の特別利益	0	-
特別損失	152	36
固定資産処分損	7	15
減損損失	2	1
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	142	-
その他の特別損失	0	20
税金等調整前当期純利益	1,037	1,454
法人税、住民税及び事業税	13	13
法人税等調整額	30	39
法人税等合計	43	25
少数株主損益調整前当期純利益	994	1,479
少数株主利益又は少数株主損失()	4	44
当期純利益	989	1,524

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	994	1,479
その他の包括利益	54	1, 2 623
その他有価証券評価差額金	54	470
土地再評価差額金		153
包括利益	940	2,103
親会社株主に係る包括利益	935	2,148
少数株主に係る包括利益	4	44

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	12,495	12,495
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	12,495	12,495
資本剰余金		
当期首残高	1,350	1,350
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,350	1,350
利益剰余金		
当期首残高	1,804	2,332
当期変動額		
剰余金の配当	463	446
当期純利益	989	1,524
自己株式の処分	-	0
土地再評価差額金の取崩	1	21
当期変動額合計	528	1,100
当期末残高	2,332	3,432
自己株式		
当期首残高	69	70
当期変動額		
自己株式の取得	1	4
自己株式の処分	-	0
当期変動額合計	1	4
当期末残高	70	75
株主資本合計		
当期首残高	15,581	16,108
当期変動額		
剰余金の配当	463	446
当期純利益	989	1,524
自己株式の取得	1	4
自己株式の処分	-	0
土地再評価差額金の取崩	1	21
当期変動額合計	526	1,095
当期末残高	16,108	17,203

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	976	1,030
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	54	470
当期変動額合計	54	470
当期末残高	1,030	560
土地再評価差額金		
当期首残高	1,650	1,649
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1	131
当期変動額合計	1	131
当期末残高	1,649	1,780
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	674	618
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	55	601
当期変動額合計	55	601
当期末残高	618	1,220
少数株主持分		
当期首残高	137	141
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4	45
当期変動額合計	4	45
当期末残高	141	96
純資産合計		
当期首残高	16,393	16,868
当期変動額		
剰余金の配当	463	446
当期純利益	989	1,524
自己株式の取得	1	4
自己株式の処分	-	0
土地再評価差額金の取崩	1	21
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	51	556
当期変動額合計	474	1,652
当期末残高	16,868	18,520

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,037	1,454
減価償却費	342	321
減損損失	2	1
貸倒引当金の増減()	395	67
賞与引当金の増減額(は減少)	3	34
退職給付引当金の増減額(は減少)	84	96
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	59	2
資金運用収益	9,729	9,530
資金調達費用	1,062	919
有価証券関係損益()	187	185
有形固定資産処分損益(は益)	7	14
無形固定資産処分損益()	-	1
貸出金の純増()減	22,236	3,786
預金の純増減()	19,693	19,072
借入金金の純増減()	2,330	1,623
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	188	152
外国為替(資産)の純増()減	922	109
外国為替(負債)の純増減()	1	2
資金運用による収入	9,829	9,484
資金調達による支出	1,478	844
その他	71	253
小計	26	18,900
法人税等の還付額	14	17
法人税等の支払額	35	29
営業活動によるキャッシュ・フロー	47	18,888
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	63,665	77,596
有価証券の売却による収入	33,801	35,334
有価証券の償還による収入	30,927	24,675
有形固定資産の取得による支出	128	426
無形固定資産の取得による支出	71	48
有形固定資産の売却による収入	-	71
投資活動によるキャッシュ・フロー	863	17,990
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付社債の発行による収入	6,616	-
劣後特約付社債の償還による支出	7,000	-
配当金の支払額	461	444
少数株主への配当金の支払額	0	0
自己株式の取得による支出	1	4
自己株式の売却による収入	-	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	846	449
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	31	449
現金及び現金同等物の期首残高	36,333	36,302
現金及び現金同等物の期末残高	36,302 ₁	36,751 ₁

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
(1) 連結子会社 1社 主要な連結子会社名は「第 1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 (2) 非連結子会社は該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
(1) 持分法適用の非連結子会社は該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社は該当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結子会社は該当ありません。 (4) 持分法非適用の関連会社は該当ありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
連結子会社の決算日は次のとおりであります。 3月末日 1社

4. 会計処理基準に関する事項

当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年 4月 1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 34年～50年 その他 4年～20年 連結子会社の有形固定資産については資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
(5) 繰延資産の処理方法 社債発行費は、その他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。
(6) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は11,226百万円(前連結会計年度末は10,316百万円)であります。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
(7) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理 なお、会計基準変更時差異(1,407百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。
(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
(10) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産及び負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
(11) リース取引の処理方法 (借手側) 当行及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
(12) ヘッジ会計の方法 ・金利リスク・ヘッジ 一部の金融負債から生じる金利リスクに対する金利スワップについては、金利スワップの特例処理を行っております。 なお、ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。
(13) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。
(14) 消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【会計上の見積りの変更】

当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
(過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理年数の変更) 退職給付引当金の過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理年数について、従来、従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(15年)で費用処理していましたが、平均残存勤務期間がこれを下回ったため、費用処理年数を9年に変更しております。 これにより、従来費用処理年数によった場合に比べ、当連結会計年度の経常利益、税金等調整前当期純利益は、それぞれ197百万円減少しております。

【追加情報】

当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。 なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当連結会計年度の「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しておりますが、前連結会計年度については遡及処理を行っておりません。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
破綻先債権額	554百万円	619百万円
延滞債権額	11,338百万円	10,695百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
3ヵ月以上延滞債権額	83百万円	59百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
貸出条件緩和債権額	642百万円	332百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
合計額	12,618百万円	11,707百万円

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
	4,414百万円	4,899百万円

6. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	10,034百万円	10,155百万円
担保資産に対応する債務		
預金	481百万円	424百万円

上記のほか、内国為替決済、公金収納、デリバティブの取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
有価証券	9,881百万円	10,093百万円
預け金	59百万円	1,059百万円

また、その他資産のうち保証金は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
保証金	1,027百万円	1,390百万円

7. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
融資未実行残高	20,680百万円	17,311百万円
うち契約残存期間が1年以内の任意の時期に無条件で取消可能なもの	20,680百万円	17,311百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
	2,614百万円	2,724百万円

9.有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
減価償却累計額	6,230百万円	6,263百万円

10.有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
圧縮記帳額	520百万円	520百万円
(当該連結会計年度の圧縮記帳額)	(- 百万円)	(- 百万円)

11.社債は、劣後特約付社債であります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
劣後特約付社債	6,700百万円	6,700百万円

12.有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
	4,010百万円	8,110百万円

(連結損益計算書関係)

1.その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
貸出金償却	1,593百万円	1,607百万円
株式等償却	734百万円	- 百万円

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

1.その他の包括利益に係る組替調整額

その他有価証券評価差額金：

当期発生額	643百万円	
組替調整額	173 "	470 百万円

土地再評価差額金：

当期発生額	- "	
組替調整額	- "	- "

税効果調整前合計 470 "

税効果額 153 "

その他の包括利益合計 623 "

2.その他の包括利益に係る税効果額

	税効果調整前	税効果額	税効果調整後
その他有価証券評価差額金	470百万円	- 百万円	470百万円
土地再評価差額金	- "	153 "	153 "
その他の包括利益合計	470 "	153 "	623 "

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	59,444	-	-	59,444
A種優先株式	6,000	-	-	6,000
B種優先株式	3,000	-	-	3,000
C種優先株式	9,000	-	-	9,000
合計	77,444	-	-	77,444
自己株式				
普通株式(注)	219	14	-	234
合計	219	14	-	234

(注)普通株式の自己株式の株式数の増加14千株は、単元未満株式の買取による増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	59	1.0	平成22年3月31日	平成22年6月30日
	A種優先株式	210	35.0	平成22年3月31日	平成22年6月30日
	B種優先株式	24	8.0	平成22年3月31日	平成22年6月30日
	C種優先株式	170	18.9	平成22年3月31日	平成22年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月 29日 定時株主総会	普通株式	59	利益剰余金	1.0	平成23年3月31日	平成23年6月30日
	A種優先株式	210	利益剰余金	35.0	平成23年3月31日	平成23年6月30日
	B種優先株式	24	利益剰余金	8.0	平成23年3月31日	平成23年6月30日
	C種優先株式	153	利益剰余金	17.0	平成23年3月31日	平成23年6月30日

当連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	59,444	-	-	59,444
A種優先株式	6,000	-	-	6,000
B種優先株式	3,000	-	-	3,000
C種優先株式	9,000	-	-	9,000
合計	77,444	-	-	77,444
自己株式				
普通株式(注)1、2	234	48	0	283
合計	234	48	0	283

(注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加48千株は、単元未満株式の買取による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の買増し請求による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	59	1.0	平成23年3月31日	平成23年6月30日
	A種優先株式	210	35.0	平成23年3月31日	平成23年6月30日
	B種優先株式	24	8.0	平成23年3月31日	平成23年6月30日
	C種優先株式	153	17.0	平成23年3月31日	平成23年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月 28日 定時株主総会	普通株式	59	利益剰余金	1.0	平成24年3月31日	平成24年6月29日
	A種優先株式	210	利益剰余金	35.0	平成24年3月31日	平成24年6月29日
	B種優先株式	24	利益剰余金	8.0	平成24年3月31日	平成24年6月29日
	C種優先株式	147	利益剰余金	16.4	平成24年3月31日	平成24年6月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
現金預け金勘定	38,461百万円	38,757百万円
定期預け金	1,059 "	1,059 "
その他預け金	1,099 "	946 "
現金及び現金同等物	36,302 "	36,751 "

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容
該当事項はありません。

リース資産の減価償却の方法
該当事項はありません。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引
リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
前連結会計年度(平成23年3月31日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	3	3	0
無形固定資産	-	-	-
合計	3	3	0

当連結会計年度(平成24年3月31日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	-	-	-
無形固定資産	-	-	-
合計	-	-	-

未経過リース料期末残高相当額

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
1年内	0	-
1年超	-	-
合計	0	-

支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
支払リース料	11	0
減価償却費相当額	9	0
支払利息相当額	0	0

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務など銀行業務を中心に金融サービスに係る事業を行っており、市場の状況や長短のバランスを勘案して、資金の運用及び調達を行っております。

このように、主として金利変動や価格変動を伴う金融資産と負債を保有しているため、当行グループは資産及び負債の総合的管理(ALM:Asset Liability Management)を実施し、資産・負債のリスクを統合的に把握し、適正な管理を実施することにより、経営の健全性の確保と経営資源の効率的活用による収益性の向上を図っております。

なお、当行の連結子会社は、クレジットカード業務を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金融資産

当行グループが保有する主な金融資産は、国内の事業者及び個人に対する貸出金及び国債や社債等の債券・株式・投資信託等の有価証券であり、海外有価証券はありません。

また、有価証券は、その他投資目的で保有しており、トレーディング目的では保有しておりません。

これらの金融資産は、経済環境の変化や貸出先・発行体の財務状況の悪化等による信用力低下や債務不履行等の信用リスクや、金利・株価等の市場変動等により価格や収益等が変動する市場リスク、市場流動性の低下により適正な価格での取引が難しくなる市場流動性リスクに晒されております。

連結子会社では、クレジットカード業務を行っており、顧客の契約不履行という信用リスクに晒されております。

金融負債

当行グループが保有する主な金融負債は、預金のほか、借入金、社債等を含んでおります。

預金は、国内の事業者及び個人の預金であり、当行グループが発行している社債には他の債務より支払いが後順位となる劣後特約が付与されております。

これらの金融負債は、金融資産と同様に、金利等の相場変動により価格やコスト等が変動する市場リスクや、市場の混乱や信用力の低下等により資金の調達が困難となる市場流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引

当行グループは、取引先の為替予約に対するカバー取引を目的として為替予約を行っております。

そのほか、顧客に対して満期日繰上の選択権を当行グループが有するいわゆる満期日繰上特約付定期預金の市場リスクをカバーする目的で、キャンセルブルスワップ取引を締結しています。本スワップ取引は金融商品会計における「金利スワップの特例処理」の対象取引であり、当該スワップ取引の時価の変動は当行財務に影響を及ぼしません。なお、金利スワップの特例処理については、特例処理の要件を満たしていることを確認しております。

それ以外に株式、債券及び為替関連のデリバティブ取引はありません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当行グループは、リスク管理に関する方針や基本的事項を「リスク管理の基本方針」、「リスク管理規程」にて制定し、これらの規程等に基づき組織的なリスク管理態勢を構築しております。

具体的には、取締役会をリスク管理態勢の上位機関とし、その下位に経営会議、頭取を委員長とするALM/リスク管理協議会を設置し、更にリスク種別毎に市場リスク部会や流動性リスク部会等を組織横断的に設置しております。

あわせて経営管理部をリスク管理の統括部署とし、リスク種別毎に主管部署または担当部署を特定しております。

このような組織態勢と各種規定・マニュアル等により金融商品に係る信用リスク・市場リスク・流動性リスク等を管理しております。

信用リスクの管理

当行グループは、銀行経営の健全性の観点から、貸出資産の健全性が重要であると考え、「クレジットポリシー」及び「信用リスク管理規程」、「与信決裁権限規程」等の信用リスクに関する管理諸規程に従い、審査部が主管となって与信案件の審査や与信のポートフォリオ管理を行い信用リスクを管理しております。

与信限度額、内部格付、保証や担保の設定、開示債権への対応など信用管理に関する規程やマニュアルを整備し、営業店を指導する一方、特に信用リスクの程度が大きい与信先等については、審査部が重点的に管理を行っております。

また、組織横断的な信用リスク部会や与信案件協議機関として融資会議を設置し、案件次第では経営会議等に付議する等により、信用リスクをコントロールし与信運営上のガバナンスを確保しております。

市場リスクの管理

() 金利リスク及び価格変動リスクの管理

当行グループは、銀行経営の健全性の観点から、市場リスク管理が重要であると考えております。

当行グループが保有する主な市場リスクには、金利市場や株式市場等の変動により収益や価格が変動するリスクがあり、ALMにおいて統合リスク管理を実施すること等により管理しております。

「市場リスク管理規程」、「統合的リスク管理細則」、「市場リスク計測要領」等の規程及びマニュアルにリスク管理方法やリスク計測手法等を明記し、ALMに関する方針に基づき、ALM/リスク管理協議会等においてリスク状況の報告や今後の対応の協議等を行っております。

また、有価証券については、経営会議で決定した運用施策や有価証券運用基準に従って運用しております。

なお、連結子会社が保有する有価証券は、政策目的とする取引先の株式であり、総資産に対する資産規模は僅少です。

() 為替リスクの管理

当行グループは積極的な外貨資産への投資を行っていないため、外貨資産残高も内包する為替リスクも少ないことから、通貨スワップ等によるリスクヘッジを行っておりません。

() デリバティブ取引に係るリスク管理

当行グループは、取引先の為替予約に対するカバー取引を目的として為替予約を行っており、権限規程及び取引限度額を定めてリスクを管理しております。

また、満期日繰上特約付定期預金のカバー取引としての金利スワップは、当行ヘッジ方針に則って締結するものであり、その評価額やリスク量については、市場リスク部会、ALM/リスク管理協議会において報告し、管理しております。

流動性リスクの管理

当行グループは、銀行経営の健全性の観点から、資金調達に係る流動性リスクが重要と考え、流動性リスク管理規程等に基づき管理しております。

主管部署及び統括部署が日常的に資金管理を行う一方で、将来の資金運用を反映した資金繰り予想を行い、月次で流動性リスク部会やALM/リスク管理協議会に報告することにより、統合的に管理しております。

(4) 市場リスク管理に係る定量的情報

トレーディング勘定の金融商品

当行グループは、トレーディング勘定の金融商品を保有しておりません。

トレーディング勘定以外の金融商品

当行グループの保有する金融商品の市場リスクについては、自己資本を勘案して策定した統合的リスク管理方針に基づいて、VaR(Value at Risk)を用いた統合リスク管理を実施することにより管理しております。具体的には、市場金利やTOPIX等を指標として金融商品のVaRを計測し、自己資本を勘案して設定したリスクリミットを超過しないよう管理しております。

また、VaRについては金利の変動による金利リスクと市場価格の変動による価格変動リスクに区分して認識しております。

当行グループの保有する金融商品のうち、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「現金預け金」、「貸出金」、「預金」、「借入金」、「社債」であります。

これらの算定については、分散共分散法(保有期間120日、信頼水準99%、観測期間720日(但し主たる資産・負債の観測期間))を採用しており、平成24年3月31日現在では、2,172百万円(前連結会計年度末は2,670百万円)となっております。

また、価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」のその他有価証券に分類される株式、投資信託、債券であります。

これらの算定については、金利リスクと同様に分散共分散法(保有期間120日、信頼水準99%、観測期間720日)を採用しており、平成24年3月31日現在では、1,221百万円(前連結会計年度末は1,942百万円)となっております。

従って、市場リスク全体では3,393百万円(前連結会計年度末は4,612百万円)となっております。

なお、VaRは、過去の市場相場の変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量であることから、市場環境が過去と大きく異なり変動する場合のリスクを捕捉できない可能性があり、従って実際の損失額がVaRを上回る場合もあります。

(5) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。(注2)参照)。

前連結会計年度(平成23年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	38,461	38,435	25
(2) 有価証券	71,261	71,261	-
(3) 貸出金	374,556		
貸倒引当金(*1)	7,494		
	367,062	368,914	1,851
資産計	476,784	478,611	1,826
(1) 預金	461,712	462,730	1,018
(2) 借入金	2,704	2,704	-
(3) 社債	6,700	6,361	338
負債計	471,116	471,796	679
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	0	0	-
デリバティブ取引計	0	0	-

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当連結会計年度(平成24年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	38,757	38,743	14
(2) 有価証券	89,415	89,415	-
(3) 貸出金	378,343		
貸倒引当金(*1)	7,411		
	370,931	373,461	2,529
資産計	499,105	501,620	2,515
(1) 預金	480,785	481,796	1,010
(2) 借入金	4,328	4,328	-
(3) 社債	6,700	6,479	220
負債計	491,813	492,603	789
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	0	0	-
デリバティブ取引計	0	0	-

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金のうち、満期が1年以内のもの時価は、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期が1年を超過するものは、当行から独立した第三者の価格提供者により提示された評価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格を時価としております。投資信託は、公表されている基準価格を時価としております。自行保証付私募債は、貸出金と同じく、信用格付と契約期間に応じて、市場金利に信用コストを反映した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

変動金利の貸出金は、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

固定金利の貸出金は、一定の期間毎に区分した元利金の合計額を、貸出金の種類及び信用格付、契約期間に応じて、市場金利に信用コストを反映させた利率もしくは同様の新規貸出を行った場合に想定される金利で割り引いて時価を算定しております。

金利の決定方法が特殊な貸出金は、当行から独立した第三者の価格提供者により提示された評価額を時価としております。

返済期限を設けていない貸出金は、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸出金等は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒引当金を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒引当金を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金は、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期預金は、一定の期間毎に区分した元利金の合計額を、新規に預金を受け入れた場合に使用する利率で割り引いて時価を算定しております。

(2) 借入金

借入金は全て固定金利であり、一定の期間毎に区分した元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

(3) 社債

当行の発行する社債は、市場価格を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	平成23年3月31日	平成24年3月31日
非上場株式(*1)(*2)	1,224	1,226
組合出資金(*3)	85	82
合計	1,310	1,308

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) 前連結会計年度において、非上場株式について10百万円減損処理を行っております。

当連結会計年度において、非上場株式について減損処理はありません。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(平成23年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	27,826	-	-	1,000	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち満期 があるもの	3,232	8,889	39,473	7,013	7,485	1,031
貸出金(*)	187,740	53,115	33,191	16,996	30,752	22,996
合計	218,799	62,005	72,665	25,009	38,237	24,028

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない11,892百万円、当座貸越等の期間の定めのないもの17,871百万円は含めておりません。

当連結会計年度（平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	29,755	-	1,000	-	-	-
有価証券						
其他有価証券のうち満期 があるもの	5,905	16,046	53,899	3,740	5,946	-
貸出金（*）	196,892	52,198	31,998	21,135	33,705	14,700
合計	232,553	68,244	86,898	24,875	39,652	14,700

（*）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない11,244百万円、当座貸越等の期間の定めのないもの16,467百万円は含めておりません。

（注4）社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（平成23年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金（*）	345,044	72,116	44,535	3	12	-
借入金	2,417	204	82	-	-	-
社債	-	-	-	-	6,700	-
合計	347,461	72,321	44,617	3	6,712	-

（*）預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

当連結会計年度（平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金（*）	359,803	73,244	47,715	8	13	0
借入金	4,032	211	84	-	-	-
社債	-	-	-	-	6,700	-
合計	363,835	73,455	47,799	8	6,713	0

（*）預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

1. 連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券
前連結会計年度(平成23年3月31日)及び当連結会計年度(平成24年3月31日)
該当ありません。
2. 満期保有目的の債券
前連結会計年度(平成23年3月31日)及び当連結会計年度(平成24年3月31日)
該当ありません。
3. その他有価証券
前連結会計年度(平成23年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	776	685	90
	債券	21,266	21,079	187
	国債	11,478	11,349	129
	地方債	3,583	3,573	10
	社債	6,204	6,157	47
	その他	717	713	4
	小計	22,760	22,478	281
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,272	2,533	261
	債券	39,973	40,298	325
	国債	18,385	18,490	104
	地方債	11,632	11,679	46
	社債	9,954	10,129	174
	その他	6,254	6,980	725
	小計	48,500	49,812	1,312
合計	71,261	72,291	1,030	

当連結会計年度(平成24年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,092	939	152
	債券	64,878	64,385	492
	国債	36,983	36,744	239
	地方債	13,443	13,356	87
	社債	14,451	14,284	166
	その他	3,919	3,898	21
	小計	69,890	69,223	667
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,718	2,095	377
	債券	7,773	7,864	91
	社債	7,773	7,864	91
	その他	10,032	10,791	758
	小計	19,524	20,752	1,227
合計	89,415	89,975	560	

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券
前連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)及び当連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券
前連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	63	2	8
債券	30,824	525	0
国債	9,202	121	-
地方債	7,114	68	-
社債	14,508	335	0
その他	2,026	28	-
合計	32,915	556	8

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	140	8	52
債券	34,642	280	63
国債	18,281	197	40
地方債	6,783	55	-
社債	9,578	27	23
合計	34,783	288	115

6. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とする。同時に、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額は、724百万円(うち、株式670百万円、投資信託54百万円)であります。

当連結会計年度における減損処理はありません。

なお、時価のあるものの時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当連結会計年度末の時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合は著しく下落したと判断し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の財務内容及び過去の一定期間における時価の推移等を勘案して判断しております。

(金銭の信託関係)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成23年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	1,030
その他有価証券	1,030
(+)繰延税金資産(又は(-)繰延税金負債)	-
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,030
その他有価証券評価差額金	1,030

当連結会計年度(平成24年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	560
その他有価証券	560
(+)繰延税金資産(又は(-)繰延税金負債)	-
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	560
その他有価証券評価差額金	560

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成23年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約				
	売建	40	-	0	0
	買建	43	-	0	0
	合計	-	-	0	0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

オプション価格の計算モデルにより算出した価額を時価としております。

当連結会計年度(平成24年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約				
	売建	23	-	1	1
	買建	23	-	1	1
	合計	-	-	0	0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

オプション価格の計算モデルにより算出した価額を時価としております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

- (4) 債券関連取引
該当事項はありません。
- (5) 商品関連取引
該当事項はありません。
- (6) クレジットデリバティブ取引
該当事項はありません。
2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
- (1) 金利関連取引
前連結会計年度(平成23年3月31日)
該当事項はありません。

当連結会計年度(平成24年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法					
金利スワップの 特例処理	金利スワップ 受取固定・支払変動	預金	1,855	1,855	(注) 2
	合計				

- (注) 1. 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。
2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている預金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該預金の時価に含めて記載しております。

- (2) 通貨関連取引
該当事項はありません。
- (3) 株式関連取引
該当事項はありません。
- (4) 債券関連取引
該当事項はありません。
- (5) 商品関連取引
該当事項はありません。
- (6) クレジットデリバティブ取引
該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要
当行は、規約型確定給付企業年金制度を採用しております。
連結子会社の退職給付制度は、中小企業退職金共済制度を利用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

区分		前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
退職給付債務	(A)	2,352	2,442
年金資産	(B)	1,613	1,863
未積立退職給付債務	(C) = (A) + (B)	738	579
会計基準変更時差異の未処理額	(D)	375	281
未認識数理計算上の差異	(E)	185	23
未認識過去勤務債務	(F)	1	0
連結貸借対照表計上額純額	(G) = (C) + (D) + (E) + (F)	178	275
前払年金費用	(H)	-	-
退職給付引当金	(G) - (H)	178	275

3. 退職給付費用に関する事項

区分	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
勤務費用	109	108
利息費用	40	43
期待運用収益	27	32
過去勤務債務の費用処理額	0	0
数理計算上の差異の費用処理額	12	214
会計基準変更時差異の費用処理額	93	93
退職給付費用	228	427

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 割引率

前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
2.0%	0.865% (期首時点での計算において適用した割引率は2.0%でありましたが、期末時点において再検討を行った結果、割引率の変更により退職給付債務の額に影響を及ぼすと判断し、割引率を0.865%に変更しております。)

(2) 期待運用収益率

前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
2.0%	2.0%

(3) 退職給付見込額の期間配分方法
期間定額基準

(4) 過去勤務債務の額の処理年数

前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
15年 (その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法による)	9年 (その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法による)

(5) 数理計算上の差異の処理年数

前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
15年 (各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際連結会計年度から損益処理することとしている)	9年 (各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際連結会計年度から損益処理することとしている)

(6) 会計基準変更時差異の処理年数
15年

(ストック・オプション等関係)
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	5,434百万円	3,639百万円
退職給付引当金	82	106
貸倒引当金	6,150	5,850
減価償却超過額	186	166
有価証券償却否認	847	739
その他	567	685
繰延税金資産小計	13,268	11,188
評価性引当額	11,663	9,564
繰延税金資産合計	1,605	1,623
繰延税金負債		
資産除去債務	25	20
繰延税金負債合計	25	20
繰延税金資産の純額	1,579百万円	1,603百万円

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率 (調整)	40.43%	40.43%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.85	1.16
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.31	2.68
住民税均等割等	1.29	0.94
評価性引当額の増減	39.40	57.87
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	15.64
その他	2.33	0.61
税効果会計適用後の法人税等の負担率	4.19%	1.77%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.43%から、平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については37.75%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.37%となります。この税率変更により、繰延税金資産は121百万円減少し、法人税等調整額は同額増加しております。再評価に係る繰延税金負債は153百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の80相当額が控除限度額とされることに伴い、繰延税金資産は106百万円減少し、法人税等調整額は同額増加しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

当行グループの営業店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等に関して資産除去債務を計上しております。

また、石綿障害予防規則等に基づき、一部の店舗に使用されている有害物質を除去する義務に関しましても資産除去債務を計上しております。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から主に47年と見積もり、割引率は主に1.8%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

八 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
期首残高(注)	218百万円	222百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	0百万円	1百万円
時の経過による調整額	3百万円	3百万円
資産除去債務の履行による減少額	- 百万円	3百万円
期末残高	222百万円	224百万円

(注) 前連結会計年度の「期首残高」は、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる残高であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当行グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、「その他」にはクレジットカード業務が含まれておりません。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

1. サービスごとの情報

(単位: 百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	9,226	1,350	1,626	12,203

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、有形固定資産がすべて本邦に所在しているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

1. サービスごとの情報

(単位: 百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	9,798	1,011	1,746	12,557

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、有形固定資産がすべて本邦に所在しているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

減損損失の金額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者情報について記載すべき重要なものはありません。

(1株当たり情報)

		前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	円	28.04	0.72
1株当たり当期純利益金額	円	10.18	19.31
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	3.38	5.49

(注) 1. 1株当たり純資産額の計算においては、純資産額から優先株式の発行金額18,000百万円を控除しております。また、前連結会計年度においては、優先株式配当額387百万円を、当連結会計年度においては、優先株式配当額381百万円を控除しております。

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
1株当たり当期純利益金額			
当期純利益	百万円	989	1,524
普通株主に帰属しない金額	百万円	387	381
(うち優先株式配当額)	百万円	(387)	(381)
普通株式に係る当期純利益	百万円	602	1,142
普通株式の期中平均株式数	千株	59,218	59,196
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額			
当期純利益調整額	百万円	177	171
(うち優先株式配当額)	百万円	(177)	(171)
普通株式増加数	千株	171,265	180,053
(うち優先株式)	千株	(171,265)	(180,053)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要			

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当行	第2回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付及び適格機関投資家限定)	平成22年9月28日	3,400	3,400	4.00	なし	平成32年9月28日
	第3回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付及び分割制限付少人数私募)	平成22年9月28日	3,300	3,300	4.00	なし	平成32年9月28日
合計	-	-	6,700	6,700	-	-	-

(注) 連結決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額(百万円)	-	-	-	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	2,704	4,328	0.11	-
借入金	2,704	4,328	0.11	平成24年4月～平成28年10月
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. 借入金の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金 (百万円)	4,032	120	91	58	26

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」勘定の内訳を記載しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2第1項の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
経常収益(百万円)	2,957	6,059	9,036	12,557
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(百万円)	358	1,011	913	1,454
四半期(当期)純利益金額 (百万円)	353	1,242	871	1,524
1株当たり四半期(当期)純 利益金額(円)	5.97	20.98	14.72	19.31

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 又は1株当たり四半期純損失 金額()(円)	5.97	15.01	6.26	4.58

2【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
現金預け金	38,460	38,757
現金	9,634	8,001
預け金	7 28,826	7 30,755
有価証券	7 72,231	7 90,384
国債	29,864	36,983
地方債	15,216	13,443
社債	13 16,159	13 22,224
株式	1 3,933	1 3,697
その他の証券	7,058	14,035
貸出金	2, 3, 4, 5 374,894	2, 3, 4, 5 378,529
割引手形	6 4,414	6 4,899
手形貸付	25,368	23,760
証書貸付	326,014	333,243
当座貸越	8 19,096	8 16,625
外国為替	1,110	1,219
外国他店預け	1,110	1,219
その他資産	2,239	2,794
未決済為替貸	83	102
前払費用	3	2
未収収益	528	653
金融派生商品	1	1
社債発行費	73	56
その他の資産	7 1,549	7 1,977
有形固定資産	10, 11 8,244	10, 11 8,347
建物	1,567	1,698
土地	9 6,330	9 6,387
その他の有形固定資産	345	260
無形固定資産	170	149
ソフトウェア	170	149
その他の無形固定資産	0	0
繰延税金資産	1,540	1,604
支払承諾見返	1,189	1,037
貸倒引当金	7,403	7,410
資産の部合計	492,677	515,414

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
負債の部		
預金	7 461,761	7 480,827
当座預金	5,178	5,754
普通預金	140,392	155,434
貯蓄預金	1,020	1,036
通知預金	750	668
定期預金	305,061	310,069
定期積金	5,817	5,515
その他の預金	3,540	2,347
借入金	2,704	4,328
借入金	2,704	4,328
外国為替	2	0
売渡外国為替	2	0
未払外国為替	0	-
社債	12 6,700	12 6,700
その他負債	1,984	2,488
未決済為替借	90	136
未払法人税等	66	54
未払費用	703	949
前受収益	432	427
給付補てん備金	11	8
金融派生商品	0	17
資産除去債務	222	224
その他の負債	457	670
賞与引当金	113	148
退職給付引当金	178	275
睡眠預金払戻損失引当金	173	170
再評価に係る繰延税金負債	9 1,239	9 1,071
支払承諾	1,189	1,037
負債の部合計	476,047	497,047
純資産の部		
資本金	12,495	12,495
資本剰余金	1,350	1,350
資本準備金	1,350	1,350
利益剰余金	2,235	3,375
利益準備金	92	181
その他利益剰余金	2,143	3,193
繰越利益剰余金	2,143	3,193
自己株式	70	75
株主資本合計	16,011	17,146
その他有価証券評価差額金	1,030	560
土地再評価差額金	9 1,649	9 1,780
評価・換算差額等合計	618	1,220
純資産の部合計	16,630	18,367
負債及び純資産の部合計	492,677	515,414

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
経常収益	11,980	12,498
資金運用収益	9,585	9,495
貸出金利息	8,778	8,761
有価証券利息配当金	778	699
コールローン利息	23	29
預け金利息	4	2
その他の受入利息	0	1
役務取引等収益	1,303	1,534
受入為替手数料	422	413
その他の役務収益	880	1,120
その他業務収益	876	1,134
外国為替売買益	7	9
商品有価証券売買益	-	0
国債等債券売却益	561	290
金融派生商品収益	-	0
その他の業務収益	307	833
その他経常収益	214	333
償却債権取立益	-	172
株式等売却益	2	8
その他の経常収益	211	152
経常費用	10,987	10,963
資金調達費用	1,060	918
預金利息	824	646
コールマネー利息	0	0
借入金利息	1	4
社債利息	234	268
その他の支払利息	0	-
役務取引等費用	930	1,003
支払為替手数料	78	78
その他の役務費用	852	924
その他業務費用	262	289
商品有価証券売買損	0	-
国債等債券売却損	2	63
社債発行費償却	9	16
その他の業務費用	250	209
営業経費	6,102	6,171
その他経常費用	2,630	2,580
貸倒引当金繰入額	21	827
貸出金償却	1,577	1,597
株式等売却損	8	52
株式等償却	734	-
その他の経常費用	1 288	1 104

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
経常利益	993	1,534
特別利益	183	-
償却債権取立益	183	-
その他の特別利益	0	-
特別損失	151	36
固定資産処分損	6	15
減損損失	2	1
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	142	-
その他の特別損失	0	20
税引前当期純利益	1,024	1,497
法人税、住民税及び事業税	13	13
法人税等調整額	24	79
法人税等合計	37	66
当期純利益	986	1,564

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	12,495	12,495
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	12,495	12,495
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	1,350	1,350
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,350	1,350
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	-	92
当期変動額		
剰余金の配当	92	89
当期変動額合計	92	89
当期末残高	92	181
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	1,710	2,143
当期変動額		
剰余金の配当	555	535
当期純利益	986	1,564
自己株式の処分	-	0
土地再評価差額金の取崩	1	21
当期変動額合計	432	1,050
当期末残高	2,143	3,193
利益剰余金合計		
当期首残高	1,710	2,235
当期変動額		
剰余金の配当	463	446
当期純利益	986	1,564
自己株式の処分	-	0
土地再評価差額金の取崩	1	21
当期変動額合計	525	1,139
当期末残高	2,235	3,375
自己株式		
当期首残高	69	70
当期変動額		
自己株式の取得	1	4
自己株式の処分	-	0
当期変動額合計	1	4
当期末残高	70	75

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
株主資本合計		
当期首残高	15,487	16,011
当期変動額		
剰余金の配当	463	446
当期純利益	986	1,564
自己株式の取得	1	4
自己株式の処分	-	0
土地再評価差額金の取崩	1	21
当期変動額合計	523	1,135
当期末残高	16,011	17,146
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	976	1,030
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	54	470
当期変動額合計	54	470
当期末残高	1,030	560
土地再評価差額金		
当期首残高	1,650	1,649
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1	131
当期変動額合計	1	131
当期末残高	1,649	1,780
評価・換算差額等合計		
当期首残高	674	618
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	55	601
当期変動額合計	55	601
当期末残高	618	1,220
純資産合計		
当期首残高	16,162	16,630
当期変動額		
剰余金の配当	463	446
当期純利益	986	1,564
自己株式の取得	1	4
自己株式の処分	-	0
土地再評価差額金の取崩	1	21
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	55	601
当期変動額合計	467	1,737
当期末残高	16,630	18,367

【重要な会計方針】

区分	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：34年～50年 その他：4年～20年 (2) 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 繰延資産の処理方法	社債発行費は、その他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産及び負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は11,226百万円（前事業年度末は10,316百万円）であります。 (2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理 なお、会計基準変更時差異（1,407百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。 (4) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
8. リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
9. ヘッジ会計の方法	・金利リスク・ヘッジ 一部の金融負債から生じる金利リスクに対する金利スワップについては、金利スワップの特例処理を行っております。 なお、ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。

区分	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
10. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

【会計上の見積りの変更】

	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
(過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理年数の変更) 退職給付引当金の過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理年数について、従来、従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(15年)で費用処理しておりましたが、平均残存勤務期間がこれを下回ったため、費用処理年数を9年に変更しております。 これにより、従来、費用処理年数によった場合に比べ、当事業年度の経常利益、税引前当期純利益は、それぞれ197百万円減少しております。	

【追加情報】

	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。 なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当事業年度の「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しておりますが、前事業年度については遡及処理を行っておりません。	

【注記事項】

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式の総額

	前事業年度 (平成23年 3月31日)	当事業年度 (平成24年 3月31日)
株式	22百万円	22百万円

2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年 3月31日)	当事業年度 (平成24年 3月31日)
破綻先債権額	539百万円	614百万円
延滞債権額	11,287百万円	10,685百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権はありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年 3月31日)	当事業年度 (平成24年 3月31日)
貸出条件緩和債権額	642百万円	332百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年 3月31日)	当事業年度 (平成24年 3月31日)
合計額	12,469百万円	11,632百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
	4,414百万円	4,899百万円

7. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	10,034百万円	10,155百万円
担保資産に対応する債務		
預金	481 "	424 "

上記のほか、内国為替決済、公金収納、デリバティブの取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
有価証券	9,881百万円	10,093百万円
預け金	59百万円	1,059百万円

また、その他の資産のうち保証金は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
保証金	1,027百万円	1,390百万円

8. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
融資未実行残高	16,602百万円	17,953百万円
うち契約残存期間が1年以内の任意の時期に無条件で取消可能なもの	16,602百万円	17,953百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
	2,614百万円	2,724百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
減価償却累計額	6,222百万円	6,261百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
圧縮記帳額 (当該事業年度の圧縮記帳額)	520百万円 (- 百万円)	520百万円 (- 百万円)

12. 社債は、劣後特約付社債であります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
劣後特約付社債	6,700百万円	6,700百万円

13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
	4,010百万円	8,110百万円

14. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
	7百万円	8百万円

15. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
	92百万円	89百万円

(損益計算書関係)

1. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
睡眠預金払戻損失引当金繰入額	80百万円	睡眠預金払戻損失引当金繰入額 69百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式				
普通株式 (注)	219	14	-	234
合計	219	14	-	234

(注) 普通株式の株式数の増加14千株は、単元未満株式の買取による増加であります。

当事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式				
普通株式 (注) 1、2	234	48	0	283
合計	234	48	0	283

(注) 1. 普通株式の株式数の増加48千株は、単元未満株式の買取による増加であります。

2. 普通株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の買増し請求による減少であります。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

該当事項はありません。

リース資産の減価償却の方法

該当事項はありません。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

前事業年度(平成23年3月31日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	5	4	0
無形固定資産	-	-	-
合計	5	4	0

当事業年度(平成24年3月31日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	-	-	-
無形固定資産	-	-	-
合計	-	-	-

未経過リース料期末残高相当額

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1年内	0	-
1年超	-	-
合計	0	-

支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
支払リース料	12	0
減価償却費相当額	10	0
支払利息相当額	0	0

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(有価証券関係)

子会社及び関連会社株式

前事業年度(平成23年3月31日)及び当事業年度(平成24年3月31日)

該当ありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
子会社株式	22	22
合計	22	22

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	5,430百万円	3,639百万円
退職給付引当金	82	106
貸倒引当金	6,118	5,836
減価償却超過額	186	166
有価証券償却否認	847	739
その他	564	651
繰延税金資産小計	13,230	11,140
評価性引当額	11,664	9,515
繰延税金資産合計	1,566	1,625
繰延税金負債		
資産除去債務	25	20
繰延税金負債合計	25	20
繰延税金資産の純額	1,540百万円	1,604百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率 (調整)	40.43%	40.43%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.71	1.13
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.32	2.60
住民税均等割等	1.27	0.88
評価性引当額の増減	39.91	60.05
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	15.19
その他	2.51	0.58
税効果会計適用後の法人税等の負担率	3.69%	4.44%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.43%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については37.75%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.37%となります。この税率変更により、繰延税金資産は121万円減少し、法人税等調整額は同額増加しております。再評価に係る繰延税金負債は153百万円減少し、土地再評価差額は同額増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が平成24年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の80相当額が控除限度額とされることに伴い、繰延税金資産は106百万円減少し、法人税等調整額は同額増加しております。

(資産除去債務関係)

イ 当該資産除去債務の概要

当行の営業店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等に関して資産除去債務を計上しております。また、石綿障害予防規則等に基づき、一部の店舗に使用されている有害物質を除去する義務に関しましては資産除去債務を計上しております。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から主に47年と見積もり、割引率は主に1.8%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
期首残高(注)	218百万円	222百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	0百万円	1百万円
時の経過による調整額	3百万円	3百万円
資産除去債務の履行による減少額	-百万円	3百万円
期末残高	222百万円	224百万円

(注) 前事業年度の「期首残高」は、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる残高であります。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	29.67	0.24
1株当たり当期純利益金額	10.13	19.98
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	3.37	5.66

(注) 1. 1株当たり純資産額の計算においては、純資産額から優先株式の発行金額18,000百万円を控除しております。また、前事業年度においては、優先株式配当額387百万円を、当事業年度においては、優先株式配当額381百万円をそれぞれ控除しております。

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
1株当たり当期純利益金額			
当期純利益	百万円	986	1,564
普通株主に帰属しない金額	百万円	387	381
(うち優先株式配当額)	百万円	(387)	(381)
普通株式に係る当期純利益	百万円	599	1,182
普通株式の期中平均株式数	千株	59,218	59,196
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額			
当期純利益調整額	百万円	177	171
(うち優先株式配当額)	百万円	(177)	(171)
普通株式増加数	千株	171,265	180,053
(うち優先株式)	千株	(171,265)	(180,053)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要			

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	5,989	246	107	6,128	4,429	110	1,698
土地	6,330	135	78	6,387	-	-	6,387
その他の有形固定資産	2,145	44	97 (1)	2,093	1,832	126	260
有形固定資産計	14,466	426	283 (1)	14,608	6,261	237	8,347
無形固定資産							
ソフトウェア	768	47	3	812	663	67	149
その他の無形固定資産	0	-	-	0	-	-	0
無形固定資産計	768	47	3	812	663	67	149

(注)「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	7,403	7,410	840	6,562	7,410
一般貸倒引当金	3,020	2,629	-	3,020	2,629
個別貸倒引当金	4,383	4,780	840	3,542	4,780
うち非居住者向け債権分	-	-	-	-	-
賞与引当金	113	148	113	-	148
睡眠預金払戻損失引当金	173	170	71	101	170
計	7,689	7,729	1,025	6,664	7,729

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

- 一般貸倒引当金・・・洗替による取崩額
- 個別貸倒引当金・・・主として洗替による取崩額
- 睡眠預金払戻損失引当金・・・洗替による取崩額

未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	66	80	93	0	54
未払法人税等	13	13	13	-	13
未払事業税	53	67	79	0	40

(2)【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末(平成24年3月31日現在)の資産及び負債の主なものについて説明いたしますと次のとおりであります。

ります。

資産の部

預け金	日本銀行への預け金28,749百万円その他であります。
その他の証券	外国証券10,699百万円、受益証券3,252百万円その他であります。
未収収益	貸出金利息441百万円、有価証券利息119百万円その他であります。
その他の資産	保証金1,390百万円、出資金211百万円、仮払金296百万円（代位弁済金、不渡異議申立提供金等）その他であります。

負債の部

その他の預金	別段預金1,220百万円、外貨預金962百万円その他であります。
未払費用	預金利息655百万円その他であります。
前受収益	貸出金利息351百万円その他であります。
その他の負債	未払金600百万円その他であります。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り・買増し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取・買増手数料	<p>(特別口座) 東京都中央区八重洲1丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社本店証券代行部</p> <p>(特別口座) 東京都中央区八重洲1丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社</p> <p>以下の算式により1単元当たりの金額を算定し、これを買取りまたは買増しをした単元未満株式の数で按分した金額とする。 (算式) 1株当たりの買取りまたは買増し価格に1単元の株式数を乗じた合計金額のうち 100万円以下の金額につき 1.150% 100万円を超え500万円以下の金額につき 0.900% ただし、1単元当たりの算定金額が2,500円に満たない場合は、2,500円とする。</p>
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞及び大分市において発行する大分合同新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	ありません。

(注) 当行定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、同法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当行は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第93期）（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）平成23年6月29日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成23年6月29日関東財務局長に提出

(3) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

平成23年7月29日関東財務局長に提出

自平成22年4月1日至平成23年3月31日事業年度（第93期）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

(4) 四半期報告書及び確認書

第94期第1四半期（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）平成23年8月12日関東財務局長に提出

第94期第2四半期（自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日）平成23年11月28日関東財務局長に提出

第94期第3四半期（自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日）平成24年2月10日関東財務局長に提出

(5) 臨時報告書

平成23年7月1日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成23年12月22日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号（債権の取立不能又は取立遅延のおそれ）の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年 6月28日

株式会社豊和銀行

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥村 勝美	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 行一	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川口 輝朗	印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社豊和銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社豊和銀行及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社豊和銀行の平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社豊和銀行が平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は、監査報告書及び内部統制監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2 . 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年 6月28日

株式会社豊和銀行

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥村 勝美	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 行一	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川口 輝朗	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社豊和銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第94期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社豊和銀行の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。